

第21回 地方法人課税のあり方等に関する検討会 議事次第

平成26年10月14日(火)
10:00～12:00
2号館7階省議室

1 開会

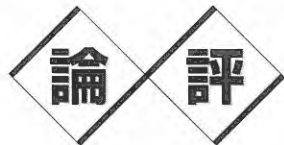
2 議事

- ・「地方法人課税のあり方等について」のヒアリング
(公社)経済同友会
日本労働組合総連合会
- ・自由討議

3 閉会

配布資料

- ・(資料1)「これからの日本経済と法人税改革」(「地方税(一般財団法人地方財務協会)2014年9月号」抜粋)
- ・(資料2)「成長を促す法人課税と財政健全化の実現を」(公益社団法人経済同友会資料)
- ・(資料3)「地方分権にふさわしい地方税財政改革」をめざして(日本労働組合総連合会資料)



これからの日本経済と 法人税改革



株式会社 経営共創基盤CEO 富山 和彦

1. はじめに

我が国の労働市場で今、かつてない、そして、恐らく人類史上初めての劇的なパラダイムシフトが起こっている。急激な少子高齢化に起因する生産労働人口の減少だ。生産労働人口の減少が先行する一方で、総需要は20年近いギャップ(平均寿命と退職年齢との差分)で後追的に減少するため、とりわけ、生産と同時にその場で消費される「コト」(運ぶコト、介護するコト、泊まるコト、便利であるコト等)を提供しているサービス産業の大半では、団塊の世代の一斉定年退職あたりを機に、慢性的・構造的な人手不足が生じている(図1・2)。

地方経済の現場で、売上高が前年比横這いかマイナスであるにもかかわらず、人手が猛烈に足りないという現象が見られるのは、このためだ。しかも、地方経済の方が中央よりも先に生産労働人口の減少が起こっているため、さらに事態は深刻だ。

翻って、このところの我が国の経済は、アベノミクスの第1の矢(金融緩和)、第2の矢(財政出動)という需要サイド政策が劇的な

効果を上げ、需給ギャップが急速に解消、グローバル経済圏で活動する製造業や富裕層相手のビジネスである百貨店や不動産、金融業の大企業を中心に、業績回復が急ピッチで進んでいる。

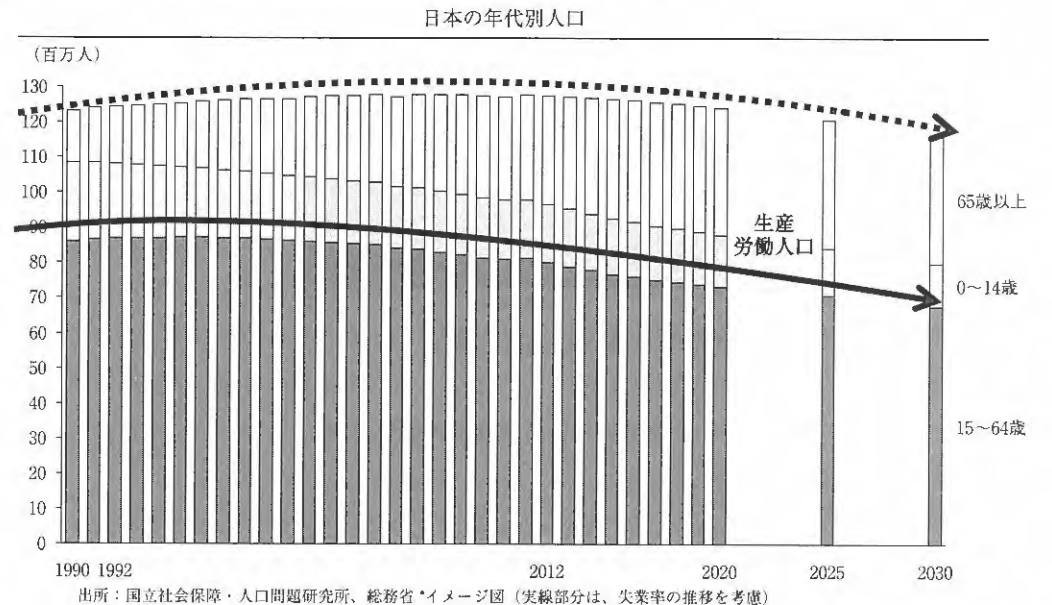
だが、実は、いまや日本経済の企業数・従業員数・付加価値額の大半を占めるのはサービス産業の企業である(図3~5)。こういった企業の大半は、世界で勝負するような製造業・IT産業のグローバル企業ではなく、国内各地域内の小さなマーケットで勝負するローカル企業が大半だ。

だからこそ、これからの日本経済の成長は、「ローカル経済圏の主役である地域密着型のサービス産業が、少子高齢化に起因する生産労働人口減少に伴う深刻な人手不足にいかに対応するか」がキーになる。これには、労働生産性の向上と、その相関変数である賃金の改善が寄与すると考える。労働生産性の押し上げ、賃金の上昇と雇用の安定化は、慢性的・構造的労働力不足に直面する日本経済全体の成長力の再生、賃金の再生、雇用の再生の最大の鍵なのだ。

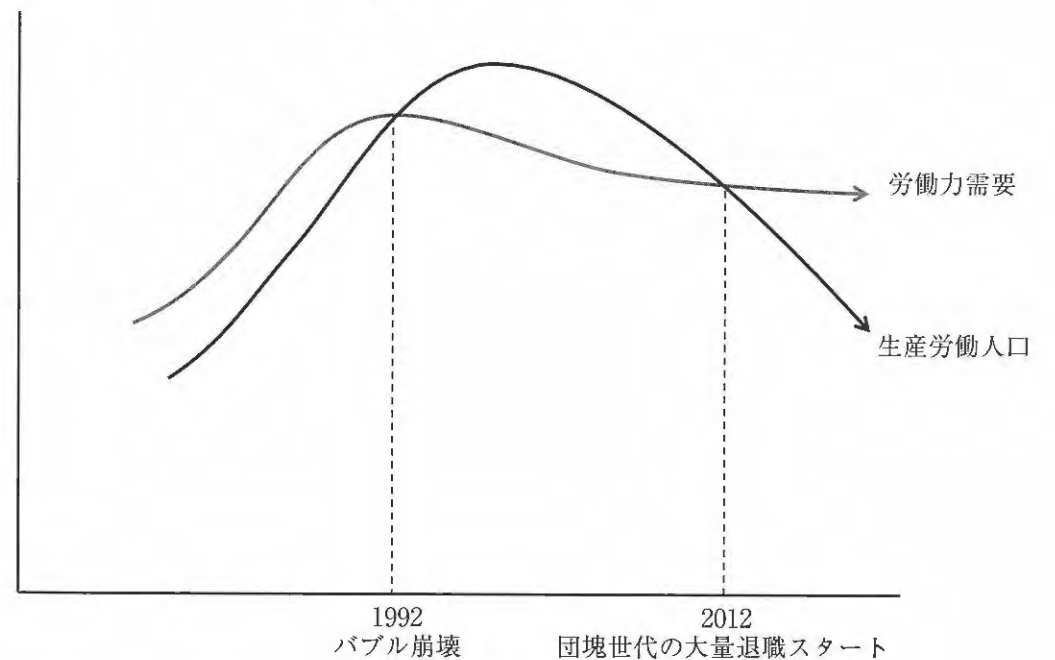
私自身は、長年、製造業・サービス業間わ

【図1】 「雇用過剰の時代」の終焉
-日本の経済社会問題における巨大なパラダイムシフト-

◆ 最近の人手不足感は一過性ではなく、より慢性的、構造的なもの。

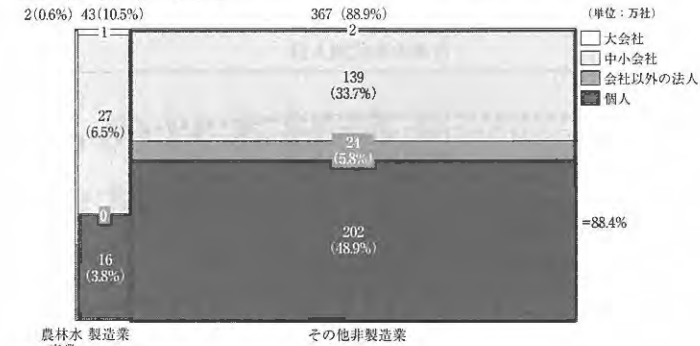


【図2】 労働需給の基本トレンドイメージ



【図3】 産業別・企業規模別の企業等数

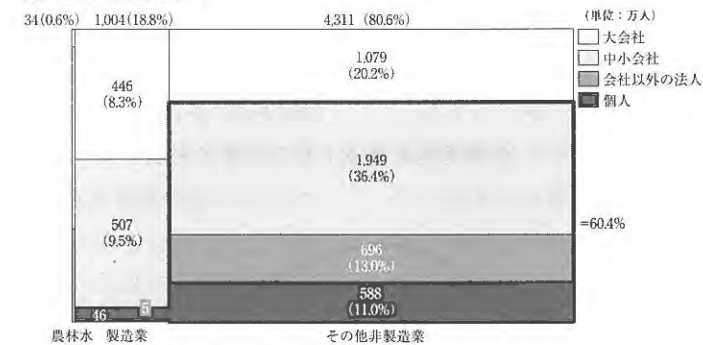
◆ 全体の9割近くを非製造業の中小規模事業者が占めている。また、製造業よりも非製造業の方が、中小規模事業者の占める割合が大きい。



出所：資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス・活動調査」再編加工
 (注) 大会社=資本金1億円以上、中小会社=資本金1億円未満および資本金不詳

【図4】 産業別・企業規模別の従業者数

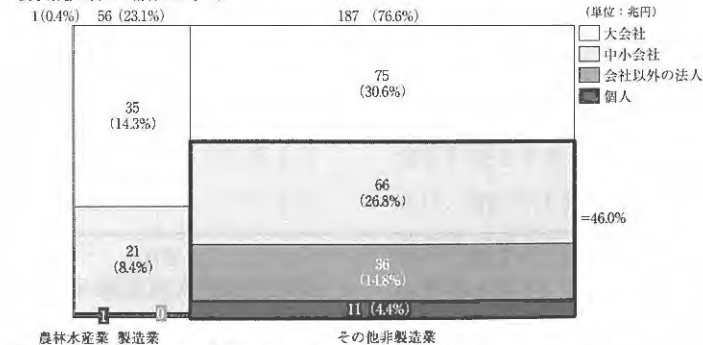
◆ 全体の約6割を非製造業の中小規模事業者が占めている。また、製造業よりも非製造業の方が、中小規模事業者の占める割合が大きい。



出所：資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス・活動調査」再編加工
 (注) 大会社=資本金1億円以上、中小会社=資本金1億円未満および資本金不詳

【図5】 産業別・企業規模別の付加価値額

◆ 全体の約半分を非製造業の中小規模事業者が占めている。また、製造業よりも非製造業の方が、中小規模事業者の占める割合が大きい。



出所：資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス・活動調査」再編加工
 (注) 1. 大会社=資本金1億円以上、中小会社=資本金1億円未満および資本金不詳
 2. 付加価値額=売上高-(費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費))+給与総額+租税公課

ず多岐にわたる産業の、大中小様々な規模の企業経営に関わってきた。また、一昨年から、政府税制調査会の特別委員を務め、同法人課税ディスカッショングループにも参加してきた。

今年6月25日、同法人課税ディスカッショングループが法人税改革の提言「法人税の改革について」を正式決定した。日本経済の持続的成長を目的とした法人税改革案として、立地競争力の強化と財政再建の両立を改革の趣旨において考慮している点、および、産業と企業の新陳代謝を通じた生産性の向上と整合的な税体系を志向している点を高く評価している。

法人税改革、そして地方法人税改革も、他の成長戦略メニューとの組み合わせによって、立地競争力の向上、「新陳」と「代謝」の同時促進、労働・資本生産性の向上を促し、ひい

ては日本経済の持続的な成長と賃金の増加に資するはずだ。

前置きが長くなったが、本稿では、私の考える日本経済再生のシナリオ「GとLの世界」の戦略とその観点から見た法人税全体および地方法人税改革について、述べることにしたい。

2. 日本経済の現状 -異なる2つの経済圏-

グローバルメーカーから地域バス会社や零細な温泉旅館まで、様々な企業の経営に携わりその実態を経験してきた中で、我が国の経済は、グローバル経済圏とローカル経済圏という、経済性と産業特性が異なりながら緩い連関を持つ2つの世界から成り立っていると考えるようになった(表1)。

グローバル経済圏(Gの世界)では、電機・機械産業や医療機器製造・製薬業、情報・IT

【表1】 Gの世界とLの世界の相違点

- ◆ グローバル経済圏(G)とローカル経済圏(L)では、それぞれ異なる経済性、異なる産業特性を有するので、成長戦略の考察にあたり、その性質の違いから、2つに大別して考える。
- ◆ グローバル化のパラドクス(グローバル化が進むと、先進国ではより多くのGDP、雇用がLの経済圏に依存)の現実を直視した戦略体系を構築する。

	Gの世界(グローバル経済圏)	Lの世界(ローカル経済圏)
市場	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 製造業、大企業が中心(GDP、従業者ともに30~40%未満の世界) ✓ グローバル経済圏での完全競争(グローバルな規模の経済性、世界水準の差別化) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 非製造業、中堅、中小企業を中心(GDP、従業者ともに60~70%超の世界) ✓ ローカル経済圏での不完全競争(密度の経済性、分散的な産業・競争構造)
商品	<ul style="list-style-type: none"> ✓ モノ、情報 ✓ 原則、持ち運び可能 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ サービス(基本的に対面型) ✓ 生産と同時にその場で消費される(同時性・同場性)
雇用	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 長期的には漸減が見込まれる ✓ 知識集約型(高度な技能を持つ人材が求められ、高賃金) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 空洞化が起きにくく、長期的にも増加が見込まれる ✓ 労働集約型(平均的スキルを持つ人材が求められ、賃金が上がりにくい)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生産拠点の立地選択が必ずしも商品の消費地に依存しない(拠点毎の目的に応じた最適な立地を選択可能) ✓ 国際經常収支的には、貿易収支または所得収支の稼ぎ手であり、トップレベルの競争力の実現・維持が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不完全競争市場であるため、市場による規律が働きにくい(顧客の商品選択の自由の制限) ✓ 労働力不足がより深刻化するため、労働生産性の向上は喫緊課題 ✓ 經常収支的には赤字経済圏であり、それを少しでも減らすためにも生産性向上は重要
例	<ul style="list-style-type: none"> • 医療機器・製薬 • 情報・IT産業の非対面機能 • 電機・機械 	<ul style="list-style-type: none"> • 交通(鉄道、バス、タクシー)・物流 • 飲食・宿泊・対面小売 • 社会福祉サービス(医療、介護、保育等)

産業（ただし、非対面機能の商品・サービス）に代表される製造業が中心であり、その主要プレーヤーは大企業だ。ここではグローバル規模での完全競争が繰り広げられており、この世界で勝ち残る、生き残るためには、グローバルな規模の経済性、世界水準の差別化が必要になる。

また、モノ・情報といった原則、持ち運び可能なものが商品となっており、生産拠点の立地選択が必ずしも商品の消費地に依存しないため、拠点毎の目的に応じた最適な立地を選択可能になっている。だから、量産拠点は労働力・物価の相対的に安い新興国等へ、一方で本社機能や開発拠点、マザー工場等は本国に置いたままになる傾向にあるのだ。

このため、我が国におけるこの経済圏での雇用は、高度な技能を持つ高賃金の知識集約型人材の需要は残るものの、雇用総数としては長期的には漸減が見込まれる。

だからといって、軽視して良い訳では決していない。なぜなら、国際経常収支的には貿易収支または所得収支の稼ぎ手であり、トップレベルの競争力の実現・維持が必要だからだ。

一方のローカル経済圏（Lの世界）は、交通（鉄道、バス、タクシー）、物流、飲食、宿泊、対面小売、社会福祉サービス（医療、介護、保育等）など、非製造業が中心であり、企業規模としては、中堅・中小が多い。

提供している商品はサービス、すなわち、生産と同時にその場で消費される「コト」（運ぶコト、介護するコト、泊まるコト、便利であるコト等）である。このように、対面型、同時同場型の労働集約的な産業であるため、地域やそこで生活する顧客との密着度合いが経済効率を決める分散的な産業・競争構造に

なっており、不完全競争状態が生じやすい。例えば、宮城県のバス会社は、岩手県のバス会社と、あるいはタイのバス会社とは競争関係にはない。小売業も真の競争は同じ商圏内でしか生じない。それゆえに、市場による規律が働きにくく、顧客の商品選択の自由は制限されがちだ。

また、雇用の面からいえば、空洞化が起きにくく、むしろ長期的には増加が見込まれる領域だ。ただし、平均的な技能を持つ人材が求められ、賃金が上がりにくい側面もある。

先に述べたとおり、労働力不足は今後より一層深刻化することが予想されるため、労働生産性の向上は喫緊課題だ。さらに、経常収支的には赤字経済圏であり、それを少しでも減らすためにも、生産性向上が必要となる。

両経済圏は緩やかな相互依存関係にあるが、直接的な関連性を持っておらず、例えばグローバル経済圏の労働者が賃金上昇を、IT起業家が繁栄を謳歌する中でも、ローカル経済圏の労働者にはその恩恵が直接的・全面的には行き渡らない。従来想定されていたトリクルダウンは起きないのである。GとLの2つの経済圏を抱えながら前に進まざるを得ないこれからの時代においては、GにはGの、LにはLの特性に対応した政策体系、成長戦略を用意し、2つの世界の共存と各々の改善を志向すべきなのだ（表2）。

もちろん、法人税の議論もこれらと無関係ではいられない。本項で述べた経済政策体系の考え方を元に、以下、法人税の議論へと展開していきたい。

【表2】 成長戦略の挑戦課題

- ◆ 両経済圏は緩やかな相互依存関係だが、直接的な関連性を持っていない（トリクルダウンが起きない背景）。
- ◆ GとLの二つの世界を抱えながら前に進まざるを得ないこれからの時代は、重要なことはGかLではなく、GにはGの、LにはLの特性に対応した政策体系、成長戦略を用意し、共存させることである。

	Gの世界（グローバル経済圏）	Lの世界（ローカル経済圏）
テーマ	ビジネスのオリンピックを勝ち抜く	「新陳」と「代謝」の同時促進
挑戦課題	① オリンピック水準の競技環境を整える ⇒ 世界水準の立地競争力と競争ルール（コーポレート・ガバナンスを含む）を整備 ⇒ 世界のトッププレーヤーたち（企業、個人）のアジアにおける活動拠点に ② 大中小を問わず日本企業のオリンピックメダリストを増やす ⇒ 株価、貿易収支、所得収支で国富を増大	✓ 今こそ穏やかな退出・集約化政策とスマート・レギュレーションで、地域経済における生産性と安定雇用と賃金の同時上昇を達成する

3. 法人税改革の意義

法人税改革の話題では大抵、法人実効税率の引き下げが大きく報じられる。2. で述べたように、グローバル市場で競争する製造業・IT産業などにおいては、消費地域に拘束されることがなく、生産拠点の最適立地を選択することができる。その中で、確かに、法人税実効税率の引き下げは「日本立地が長期的観点からも優位性がある」という分かりやすいシグナルであり、他の強力な成長戦略メニューと合わせることで立地競争力の向上に確実に貢献し、知識集約度の高い本社、R&D部門、マザー工場や高付加価値・先端工場を日本に引き止める・誘致することに一定の効果があると思われる。

一方、租税体系は市場競争を歪めるものであってはならない。特定のタイプの産業・企業を保護する租税体系は、市場競争を歪める

こととなるため、望ましくない。それに、経済成長の原動力であるイノベーションの基本特性はその予測不可能性であり、既存の産業的枠組みを前提に税制上の傾斜を設定することの有効性は乏しい。産業立地競争力という観点から競合国とのイコールフットィングには配慮しつつ、租税原則のとおり、公平・中立・簡素な租税体系を目指すべきである。

さらに、税率引き下げと同時に、課税ベースの拡大、すなわち、延命型の各種優遇措置や支援政策の廃止（あるいは新陳代謝促進型への見直し）、応益課税・外形標準の拡大等を行うことで、「生産性・収益力」に対して中立的な税体系を目指し、産業の新陳代謝や生産性の向上の実現につなげるべきである。こうした施策は、法人実効税率引き下げ分に対する代替財源の一部を賄うと同時に、中長期的には、法人税収の安定化をもたらす効果も期待できる。

加えて、財政健全化への道筋を確実なものにすることは、持続的・安定的な経済成長のそもそもの大前提である。政府税調の提言でも、改革の趣旨の中で「財政再建との両立」に言及し、「法人税改革は、必ずしも単年度での税制中立である必要はない。また、法人税の枠内でのみ税制中立を図るのではなく、他の税目についても見直しが必要である。しかし、恒久減税である以上、恒久財源を用意することは鉄則である」旨を宣言している。

なお、企業活動の活性化のためには、もっぱら景況改善による法人税収の増加分を財源にあて、ネット減税にすべきという議論がある。しかし、経済成長が労働力等の供給制約に規定される基調になり、しかも超緩和的な金融政策下で企業も巨額の手元現預金を保有している状況においては、持続的な成長のためにネット減税（＝需要刺激的な所得還付型減税）に拘る意味は乏しいことを付言しておく。

4. 地方法人課税に対する基本的な考え方

ローカル経済圏に対する課税の大きな要素である地方法人課税については、どのように考えればよいか。

大方針としては、生産性が高い事業者に負担が遍在することのないよう、応能課税・所得割から、行政サービスの費用を広く分担する応益課税・外形標準へ、移行すべきである。また、課税基準は、収益力の向上に向けた経営者の合理的な意思決定を歪めるものでなく、かつ、経済の活性化・新陳代謝の促進と整合的であるべきである。

持続的成長との関係で政策合理性が乏しくなっている租特や優遇税制の存在と並び、税

務上の赤字法人が長年にわたって全法人の7割近くを占めている点（裏返して言えば、一部の優良企業に税負担が偏り、かつ法人税収の不安定化要因にもなっている点）は、法人課税を考える上で重要な課題である。この点への対応として、課税ベースを広げること、法人税体系がゾンビ的な赤字法人の温存に加担しないことが重要になる。

社会的活動体としての企業の実在化が甚だしい現代社会の実態において、法人課税の根拠として応益課税は合理性も相当性も高い。営利法人たる企業は、市場競争を自らの力で生き残り、適正な賃金を払い、なおかつ利益を上げると同時に相応の応益分の税金を支払うことがその本分である。かかる本分を有する企業に対する課税体系は、生産性や収益力に対して極力、中立的であるべきで、そこに社会政策的な要素を持ち込むことは、産業や企業の新陳代謝を妨げる点で本来的に適当ではない。

法人住民税・法人事業税の税率の引き上げや、課税対象法人の拡大を通じた税収増により、赤字に転落する事業者が一定程度あったとしても、かかる状況を救済できるような、すなわち、結果として従来とは変わらないような、税制上のテクニカルな措置を行うべきではない。例えば、税率・税額の算定に当たっては、平均的な企業の収益レベルをもって支払える税率・税額にするべきであり、収益レベルの低い企業を基準とするべきではない。収益レベルの低い事業者の救済措置としては、移行期に一定の猶予期間・段階的措置を設け、その間に体質改善を促すことで十分であり、それでも生き残れない企業には、別途、穏やかな転廃業を促進する政策的な手当をすべき

で、雇用維持政策は企業に対する課税で行うのではなく、個人に対する社会保障的な支援で行うべきである。

法人課税を含む対企業政策、特に中小企業政策に雇用維持を軸とする社会政策を含意させることは、90年代初頭のバブル崩壊以来の雇用の過剰時代においては重要な意味があった。私自身、不良債権処理と企業再生の最前線で、この時代（債務と設備と雇用の「三つの過剰」に我が国の産業と金融が苦しんだ時代）を戦った者として、そのことを誰よりも分かっている一人である。

しかし繰り返しになるが、一昨年あたりからの団塊世代の大量退職と同時に、生産労働人口に対する高齢者人口比率が急増傾向にある中で、供給減・需要増による我が国の労働力不足は、中小企業が大半を占めるサービス産業を中心に構造的・慢性的かつ全国的に深刻化している。かかる構造的な大変化の中で、労働力不足を補うために、これからの雇用政策上重要なことは、雇用をより生産性の高い優良企業体（＝より安定的で高賃金の雇用を提供できる企業）に移動・集約させることと、それがスムーズに行われるように、企業ではなく個人に対して、より厚い社会保障的な支援（失業保険、職業訓練、転職支援）を行うことである。

5. 地方法人課税各論

以下では、4. で述べた地方法人税の在り方を元に、その細目についてコメントしていく。

(1) 法人事業税について

① 所得割は廃止すべきである。

所得のない（＝赤字）事業者は、所得割分を支払わなくてよいため、利益法人の相対的な負担増、赤字法人の温存に寄与している。また、現在の制度では、所得がある場合も所得の増加に合わせて段階的に税率が上がるようになっており、生産性の高い事業者ほど負担が重くなる傾向を助長してしまっている。

② 資本割は緊急措置的に拡大、税率を引き上げ、対象を資本金1億円以下の法人にも拡大すべきである。

行政サービスの費用をその地域で事業を行っている事業者全てで広く分担する趣旨に合致する方式である一方で、この趣旨は資本金1億円以下の法人にも等しく当てはまるはずであり、これらの法人も資本割の課税対象とすべきである。

ただし、近年、資本金の多少は必ずしも実際のビジネス規模の大小を反映するものではなく、ようになっており、応益性の観点からは、資本割による課税は将来的には廃止を検討すべきである。

政府税調の提言でも、「事業活動規模をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えること」との方針を示している。

③ 付加価値割は税率を引き上げ、対象を資本金1億円以下の法人にも拡大すべきである。

収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）と単年度損益から成る付加価値額を基準として、一律の税率をかける付加価値割は、行政サービスの費用をその応益分に応じてその地域で事業を行っている事業者全てで広く分担する趣旨に最も合致する。

また、資本割同様、上記の趣旨は資本金1

億円以下の法人にも当てはまるはずであり、これらの法人も付加価値割の課税対象とすべきである。

政府税調の提言でも、「現在の付加価値割の比重を高め、法人所得に対する税負担を軽減していくこと」、「地方税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すること」との方針を示している。

(2) 法人住民税について

① 法人税割は廃止すべきである。

法人税額を課税標準とする法人税割は、言わば形を変えた所得割であり、法人事業税の所得割同様、利益法人の相対的な負担増、赤字法人の温存に寄与している。

② 均等割は緊急措置的に拡大、全体として税額を引き上げるべきであり、加えて簡素化・負担平準化の観点から、税率の基準を見直すべきである。

行政サービスの費用をその地域で事業を行っている事業者全てで広く分担する趣旨に合致する課税方法である。

他方で、現在の税率の基準となっている資本金等の額や従業員数は、応益課税の観点からはその公平さを是正する余地があると思われる。現在の税率の基準を見直し、より応益性の高い基準を検討すべきである。

(3) 事業所税について

○ 見直し、あるいは、他の税目との統合を検討すべきである。

事業所税は、人口30万人以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事

業所等において事業を行う者に対し、資産割（事業所床面積）、従業者割（従業者給与総額）で課する目的税であるが、約40年前に導入された当時から社会・経済状況が変化してきており、他の税目との関係も踏まえて、見直しを検討すべきである。

(4) 関連するその他の論点について

○ 固定資産課税は拡大を検討すべきである。

個人・法人に、所有資産や消費額に応じて、外形標準・応益的に課税する税であり、行政サービスの費用を広く負担する観点から、拡大を検討すべきである。

○ 法人事業税の損金算入は止めるべきである。地方課税分の多少により、国税の課税ベースが変動することは避けるべきである。実質的に地方税を国税に優先させていることになる。

○ 「負の法人税」となっている補助金や、租特、優遇税制等は、廃止すべきである。低生産性の企業に対する延命につながるような措置は、結果として法人税収を不安定化するとともに、産業と企業の新陳代謝を妨げる一因となっている可能性がある。中長期的な生産性と賃金の向上、良質な雇用の創出に向けて、延命型の各種優遇措置や支援政策を新陳代謝促進型に見直すべきである。

なお、繰り返しになるが、応益負担・外形標準強化、「広く薄く」負担を求める改革」という趣旨に鑑みれば、中小法人への配慮は原則行うべきではない。

他方、ベンチャービジネスの発展は、産業・企業の新陳代謝の促進の観点から見ても重要

であり、応益負担・外形標準強化の流れの中でも、設立年数の浅い創業期の企業に対しては、課税免除や軽減税率適応といった優遇策を講じる合理性がある。よって、法人事業税における付加価値割の拡大・対象法人の拡大に際して、創業企業への配慮を検討することは望ましい。

6. おわりに

生産年齢人口の先行減少による急激な人手不足の深化、その先に待つであろう、人口減少自体による国としての市場の縮小、それでも将来世代によりよい、より豊かな社会を受け継いでいくために、官民間問わず大胆な変革に挑んでいくべき時代にある。

法人税改革の大目標は、国民生活の豊かさ、すなわち、国民一人あたりの所得水準を維持・向上させていくために、また、財政再建のための課税ベースを確保するために、中長期にわたる持続的な経済成長を促す成長戦略に対して統合的な税制を作ることである。

もちろん、現在の政府財政の状況を考えると、無駄・不適正な政府支出があるのであれば、国であれ地方であれ、これを抑制する努力を行うべきは言うまでもない。しかし、企業や経営者にも、顧客と社会に認められ、雇用を生み、かつ利益を上げて納税する責任がある。減税の恩恵だけでなく、そのために必要な痛みは経済界としても受け入れ、社会的存在としての責任を積極的に果たすべく、努力すべきではないだろうか。



2014年4月9日

成長を促す法人課税と財政健全化の実現を

公益社団法人 経済同友会

1990年のバブル崩壊以降、日本経済は「失われた20年」と言われる長期低迷が続いた。しかし、一昨年末に発足した第二次安倍内閣による積極的な金融政策、財政政策が功を奏し、デフレ脱却の方向へ進みつつある。

一方、持続的な経済成長を遂げるために必須の成長戦略には、グローバル経済における競争条件の整備と国内産業構造の改革に向けた大胆な施策が不可欠である。特に法人課税の改革は、昨年7月の本会提言『法人実効税率 25%への引き下げの道～成長戦略を強固にする税制～』で述べた通り、最重要課題の一つであり、国内外の企業や投資家にとって重大な関心事である。

安倍首相は1月の世界経済フォーラムで「法人にかかる税金の体系も、国際相場に照らして競争的なものにしなければなりません。(中略)本年、さらなる法人税改革に着手いたします」と国際社会に向けて発信した。

他方、2020年の基礎的財政収支黒字化も重要な国際公約であり、財政健全化への道筋を確実なものにすることは、日本経済の将来への信認を高める点で、持続的な経済成長の前提条件である。こうしたことから、法人課税改革は、全体として経済の活性化と財政健全化を両立させるものでなければならない。

このような問題意識を踏まえ、我々は政府が6月に取りまとめる「第2弾成長戦略」と「骨太の方針」に盛り込むべき改革を以下の通り提言する。

(1) 成長戦略の柱の一つとして法人実効税率を25%へと引き下げる

法人実効税率の引き下げは、岩盤規制に切り込んだ規制改革など他の強力な成長戦略メニューと合わせることで、立地競争力の向上に確実に貢献する。産業立地としてのトータルな魅力度の向上によって、日本企業の国内への投資はもちろん、外国企業による対日直接投資が拡大し、活発な経済活動を行

うことで、成長力を押し上げ、良質な雇用が増加することが期待できる。

特に製造業を中心としたグローバル企業は、必ずしも消費地域に拘束されないことから、生産拠点の最適立地を常に検討している。成長するアジア経済圏において、安全安心な社会システム、安定した法制度、大学・研究機関及び材料・部品・組み立てにわたる幅広い産業基盤を有する日本は、本社拠点、マーケティングなどの本部拠点、R&D 拠点、マザー工場や先端工場等、高付加価値の生産活動を行う立地として潜在的な比較優位を有している。日本立地が長期的観点からも優位性があるという分かりやすいシグナル、すなわち法人実効税率 25% への引き下げを国内外に早期に発信するべきである。

(2) 税体系全体の改革の中で安定的な代替財源を確保し財政健全化を進める

日本の厳しい財政事情に鑑みれば、法人実効税率の引き下げにおいても税収中立が基本である。いわゆる法人税パラドックスを論拠に代替財源を想定しない税制改革は無責任と言わざるを得ない。法人に対する課税ベースの拡大や応益課税の強化に加え、法人課税の枠を越えた代替財源確保も含めて税収中立に最大限努力すべきである。ただし、ここで留意すべきは、第 1 にグローバル経済の下で諸外国に遜色のない競争条件整備との整合性をはかること、第 2 に政府や自治体の運営に相応しい財源構成にすることである。

第 1 の競争条件整備との整合性については、まず租税特別措置を含む法人関係の各種税制優遇は目的・効果の観点から縮小・廃止など、厳しくチェックしなければならない。しかし、法人課税改革の主たる政策目的は諸外国とのイコールフットィングの確保や日本の立地競争力の強化にあることから、短期的な視点での代替財源確保によってこれを毀損することがあってはならない。したがって、研究開発促進税制は租税特別措置から本則化、欠損金の繰越控除や受取配当金の益金不算入はむしろ拡充が必要である。

仮に法人関係の税制優遇を全廃しても 10% の税率引き下げに相当する財源規模に達しないが、上述の本則化や拡充を行うとすれば、これ以外の代替財源をさらに幅広く確保する必要がある。

第 2 の財源構成については、法人課税は国税や地方税としてそれぞれ賦課していることから、代替財源の確保に際しては、財政需要や各税源の特徴を踏まえて財源構成を検討する必要がある。特に自治体の財源は不安定性や偏

在性の問題を考慮し、「国税から地方税へ」、「直接税から間接税へ」とシフトさせていくことが肝要である。具体的には、法人も負担する固定資産税の他に、個人住民税、地方消費税を拡充することによって代替財源を確保することが適当である。

以上のような国と地方や基幹税の壁を越えた改革は一定の時間を要する課題であるがゆえに、直ちに法人実効税率 25%の実現に向けた具体的なマイルストーンを設定すべきである。多くの課題を抱える地方税の抜本改革を含めた議論を早急に開始し、来年度税制改正から確実な成果を挙げていくことを期待する。

(3) 産業の新陳代謝と生産性向上の誘因になる法人課税及び関連制度体系へ移行する

マクロ的にみた日本の法人課税の重要課題として、税務上の赤字法人が、長年にわたり全法人の7割近くを占めており、結果的に一部の収益力のある企業に税負担が偏っている問題がある。他方、低生産性の企業に対する延命につながるような税制優遇や補助金、金融的支援政策等も存在する。このような状況は、法人税収を不安定化するとともに、産業と企業の新陳代謝を妨げる一因となり、中長期的な賃金と生産性の向上、良質な雇用の創出にも悪影響を与えている可能性がある。

そこで、延命型の各種優遇措置や支援政策を新陳代謝促進型に見直すことに加え、外形標準課税の課税ベース(対象法人範囲)拡大など応益課税を強化することで、生産性(収益力)の高低で実質的な税負担率の差が生まれないようにすることが適当である。これは法人実効税率引き下げ分に対する代替財源の一部になると同時に、中長期的には企業収益力と税負担の偏りを是正し、法人税収の安定化を促す効果も期待できる。

我々企業経営者は法人実効税率 25%への引き下げというシグナルを起点に、賃金、雇用、設備投資、配当などの増加に最大限努力し、民間主導の自律的な経済成長をリードしていく覚悟と責任を改めて認識する必要がある。

以上

2014年4月9日現在

改革推進プラットフォーム

(敬称略)

委員長

長谷川 閑 史 (武田薬品工業 取締役社長)

委員長代理

小 林 喜 光 (三菱ケミカルホールディングス 取締役社長)

事務局長

富 山 和 彦 (経営共創基盤 代表取締役 CEO)

事務局長代理

秋 池 玲 子 (ボストンコンサルティンググループ
パートナー&マネージング・ディレクター)

事務局

篠 塚 肇 (経済同友会 企画部 部長)

澤 陽 男 (経済同友会 企画部 マネジャー)

河 口 大 輔 (経済同友会 政策調査第1部 マネジャー)

以上

地方創生と生産性&賃金向上の課題



2014年10月14日(火)
株式会社経営共創基盤
代表取締役CEO 富山和彦

産業構造が大きく異なるGとLの経済圏が存在。

雇用は長期的にはGは漸減傾向であるのに対し、Lは増加傾向・労働力不足が深刻化。

2014/9/19 総理説明資料より抜粋
(第1回まち・ひと・しごと創生会議 説明資料)

Gの世界とLの世界: 経済特性、産業構造が大きく異なる2つの経済圏の存在

	Gの世界(グローバル経済圏)	Lの世界(ローカル経済圏)
商品	<ul style="list-style-type: none"> ✓ モノ、情報 ✓ 持ち運び可能(貿易財) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コト、サービス(基本的に対面型) ✓ 生産と同時にその場で消費される(同時性・同場性)
業種例	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自動車・電機・機械 ✓ 医療機器・製薬 ✓ 情報・IT産業の非対面機能 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 交通(鉄道、バス、タクシー)・物流 ✓ 飲食・宿泊・対面小売・卸売 ✓ 社会福祉サービス(医療、介護、保育等)
産業構造	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 製造業、大企業が中心 ✓ グローバル経済圏での完全競争(資本集約的でグローバルな規模の経済性、世界水準の差別化⇒栄光か淘汰か) ✓ GDP比は長期漸減で約30~40%の世界 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ サービス産業、中堅・中小企業が中心 ✓ ローカル経済圏での不完全競争(労働集約的、密度の経済性で分散的な産業構造⇒地域密着型の域内競争が基本) ✓ GDP比は長期漸増で60~70%超の世界(先進国共通のトレンド)
生産性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 労働生産性(投入時間当り付加価値生産額)は世界トップクラスかつ事業者間のばらつきも小さい ✓ 資本生産性(ROE, ROA)は改善の余地大 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 労働生産性が非常に低い <ul style="list-style-type: none"> ー先進国比で最低レベル(米国の約半分、独仏にも劣る) ー国内製造業比でも約半分 ✓ 同一業種の事業者数が多く、生産性のばらつきも大きい
雇用	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 長期的に漸減傾向(約20%の世界) ✓ 知識集約型(高度な技能の人材が中心、高賃金) ✓ メンバーシップ型雇用中心で流動性が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 空洞化が起きにくく、長期的に増加傾向(約80%の世界) ✓ 労働集約型(平均的スキルの人材が中心、低賃金) ✓ ジョブ型雇用中心で流動性が高い
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生産拠点の立地選択が必ずしも商品の消費地に依存しない(拠点毎の目的に応じた最適な立地を選択可能) ✓ 国際經常収支的には、貿易収支または所得収支の稼ぎ手 ✓ グローバルな競争市場の原理に支配されざるを得ない 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不完全競争市場、かつ公共性の高い規制業種が多く、市場規律が働きにくい(顧客の商品選択の自由が限定的) ✓ 従来は「雇用の受皿」だったが、今後は労働力不足がより深刻化するため、労働生産性と労働参加率の向上が喫緊課題 ✓ 地域社会との共創・共生的な経済原理と相性が良い

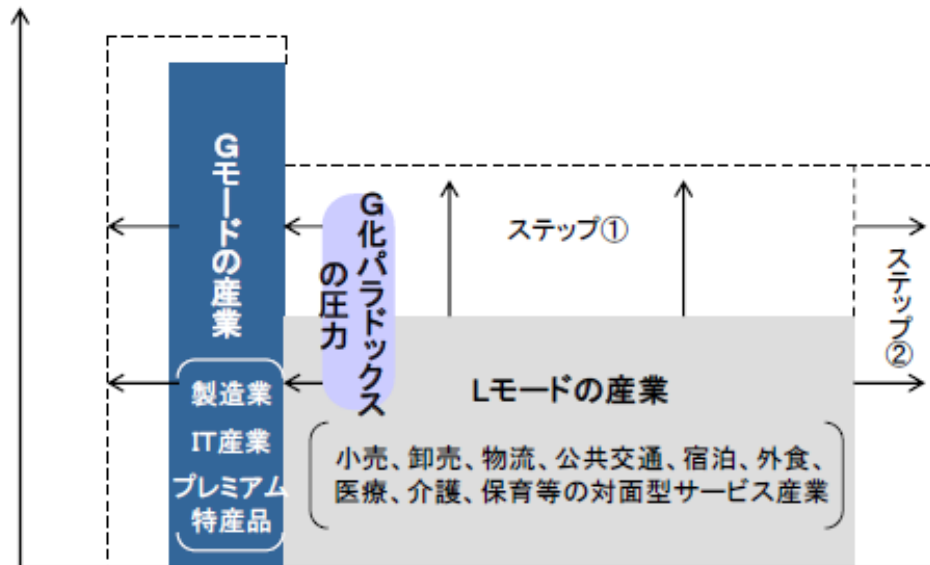
Lの労働力不足を解消するためには、「労働生産性≒賃金」の持続的上昇が必須

2014/9/19 総理説明資料より抜粋
(第1回まち・ひと・しごと創生会議 説明資料)

地方経済に無いものは何か？

- ◆ 地方に「しごと」が無いわけではない(Lの経済圏は生産労働人口の先行減少で恒常的な人手不足時代へ)
- ◆ 無いのは「相応の賃金」「安定した雇用形態」と「やりがいやプライド」を持って働ける「しごと」(だから若者の流出が続く)
- ◆ 需要(量的な意味での「しごと」)を作っても、労働生産性(= $\frac{\text{付加価値生産額}}{\text{投入労働時間}}$ ≒賃金)が持続的に上昇しなければ問題は解決しない。

労働生産性(≒賃金)



Gモードの産業拡大策(グローバル企業の地方誘致、「隠れたチャンピオン」GNT企業育成、プレミアム特産品の育成等)は重要だが、GとLの比率の大逆転は難しい

Lモードの産業領域の労働生産性と賃金の向上は必須かつ最大の政策課題

→ 就労人口数

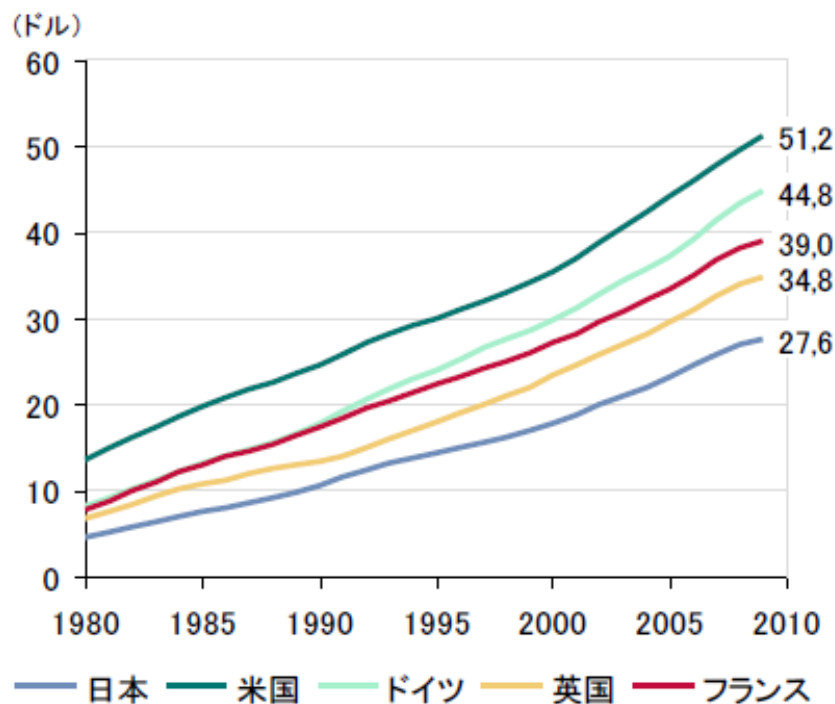
しかしながら日本の生産性は、欧米諸国と比較しても低水準

2014/9/19 総理説明資料より抜粋
(第1回まち・ひと・しごと創生会議 説明資料)

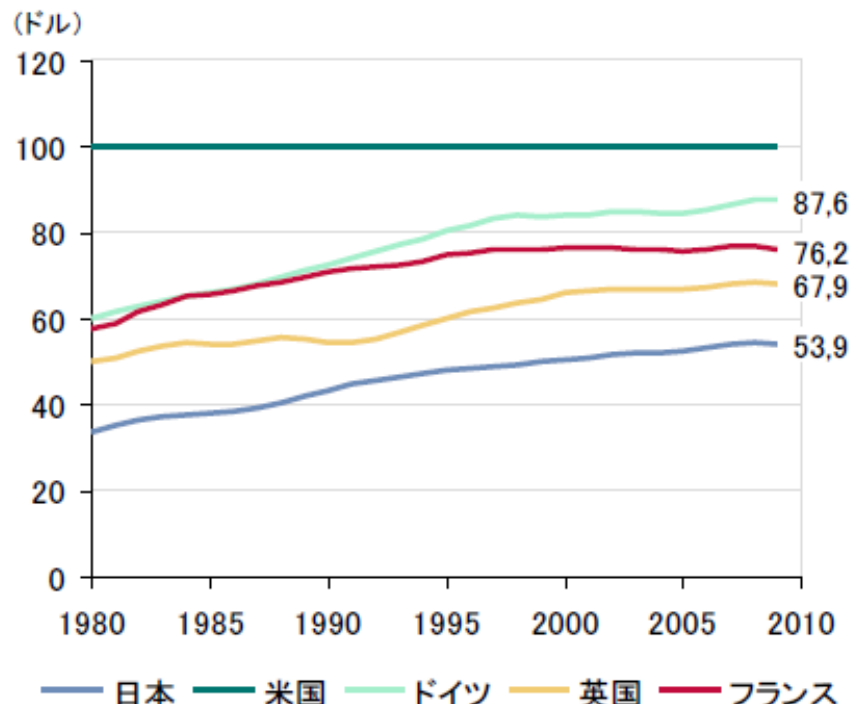
非製造業の労働生産性の国際比較

◆ 日本の生産性は、米国の5割程度にとどまっており、欧米諸国(独、仏、英)と比較しても低水準となっている

労働生産性水準



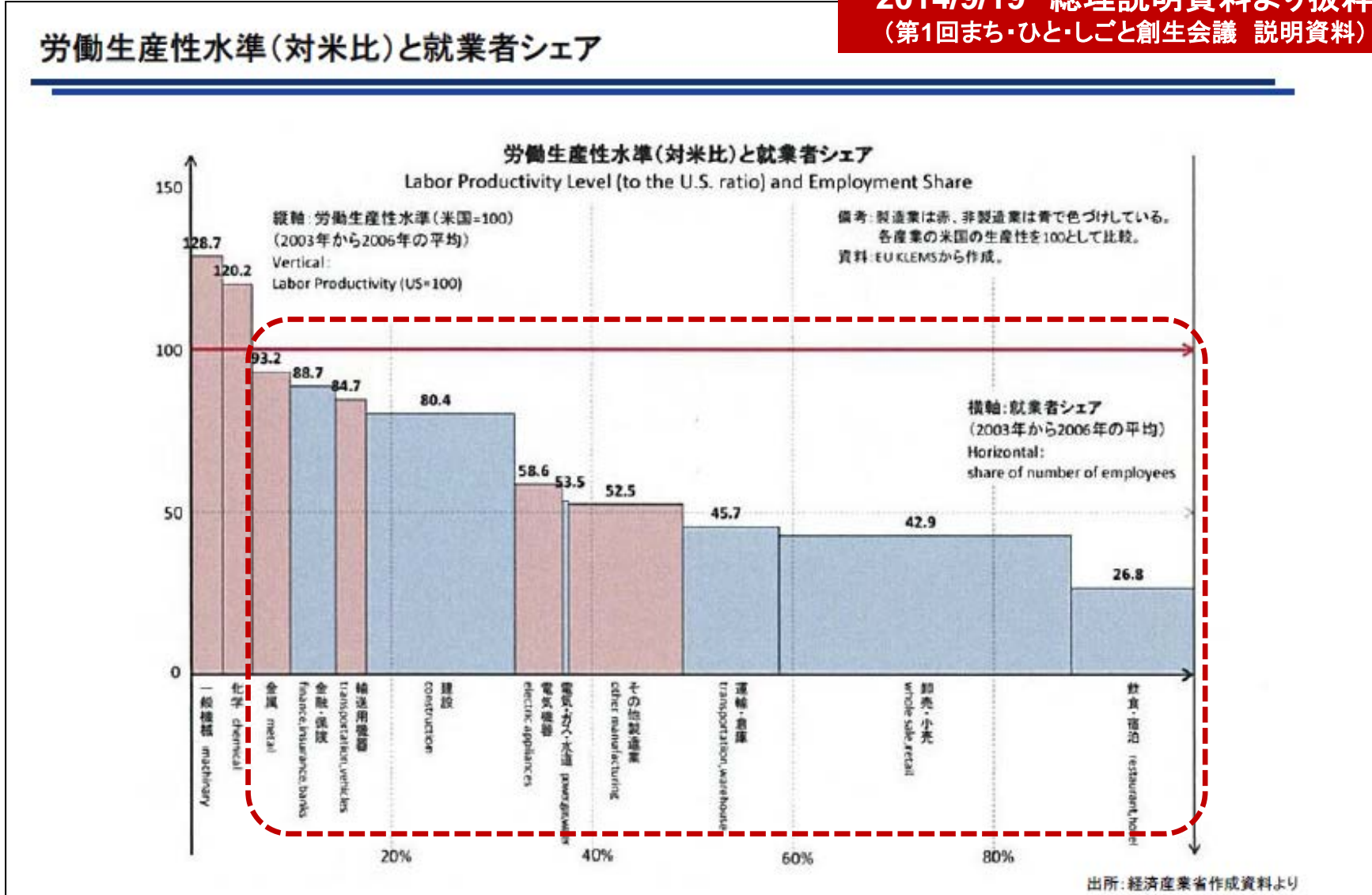
労働生産性水準の対米比



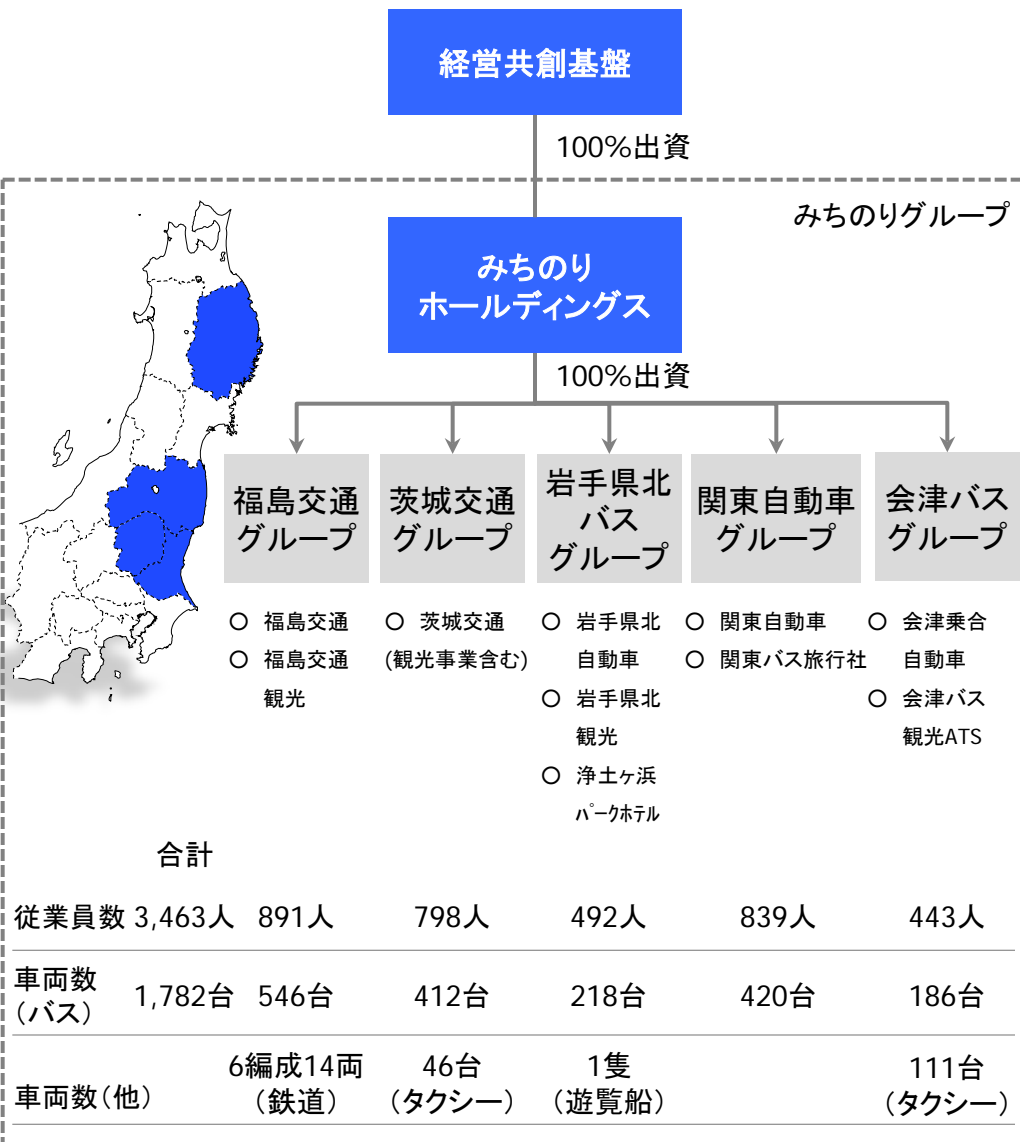
出所: 経済産業省「通商白書2013」

分野別に見ても、ほぼ全ての分野で生産性が低いことがわかる(対米比)

2014/9/19 総理説明資料より抜粋
(第1回まち・ひと・しごと創生会議 説明資料)



みちのりグループ各社と経営支援の効果



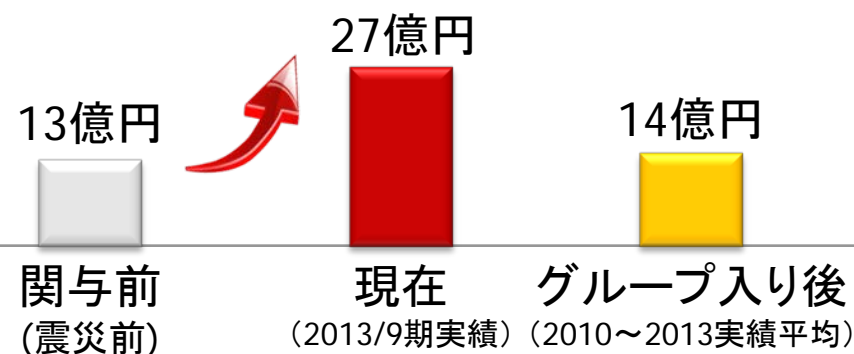
経営支援の効果(1): 賃金の上昇

◆ グループ入り後4年間で、11%の賃金上昇



経営支援の効果(2): 収益力の向上

EBITDA(償却前営業利益) **設備投資額**

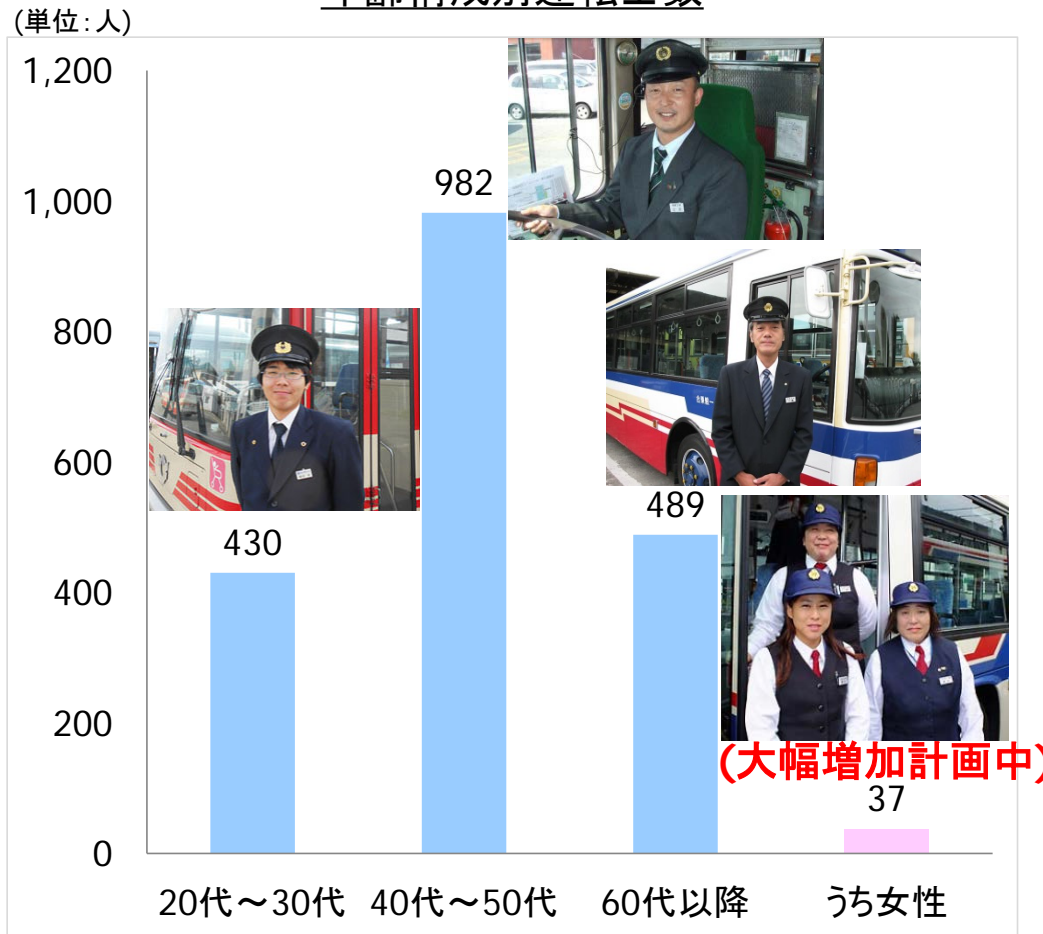


※ 震災前にグループ入りした福島・茨城・岩手の合算

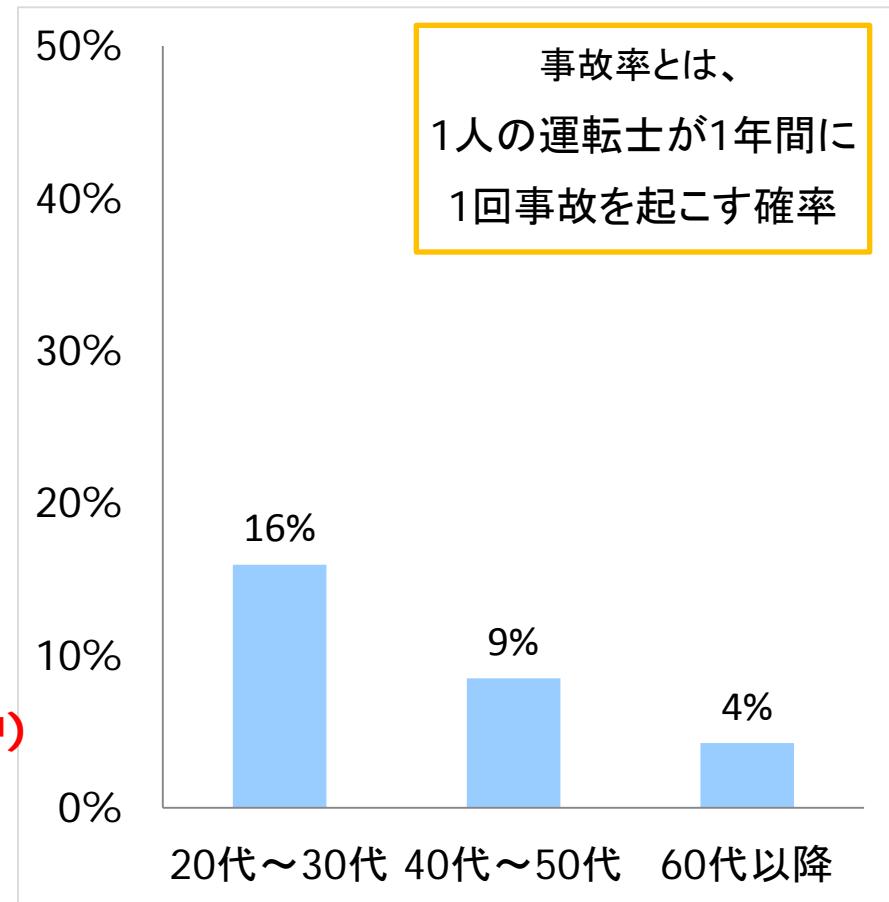
運転士の年齢構成と事故率： 長期慢性的な運転士不足にどう対応するか？

- ◆ 運転士の平均年齢は約50歳
- ◆ 高齢運転士の事故率低い。女性ドライバーも活躍。
- ◆ 大型第2種免許は入社後に会社負担で取得させる採用方針

年齢構成別運転士数

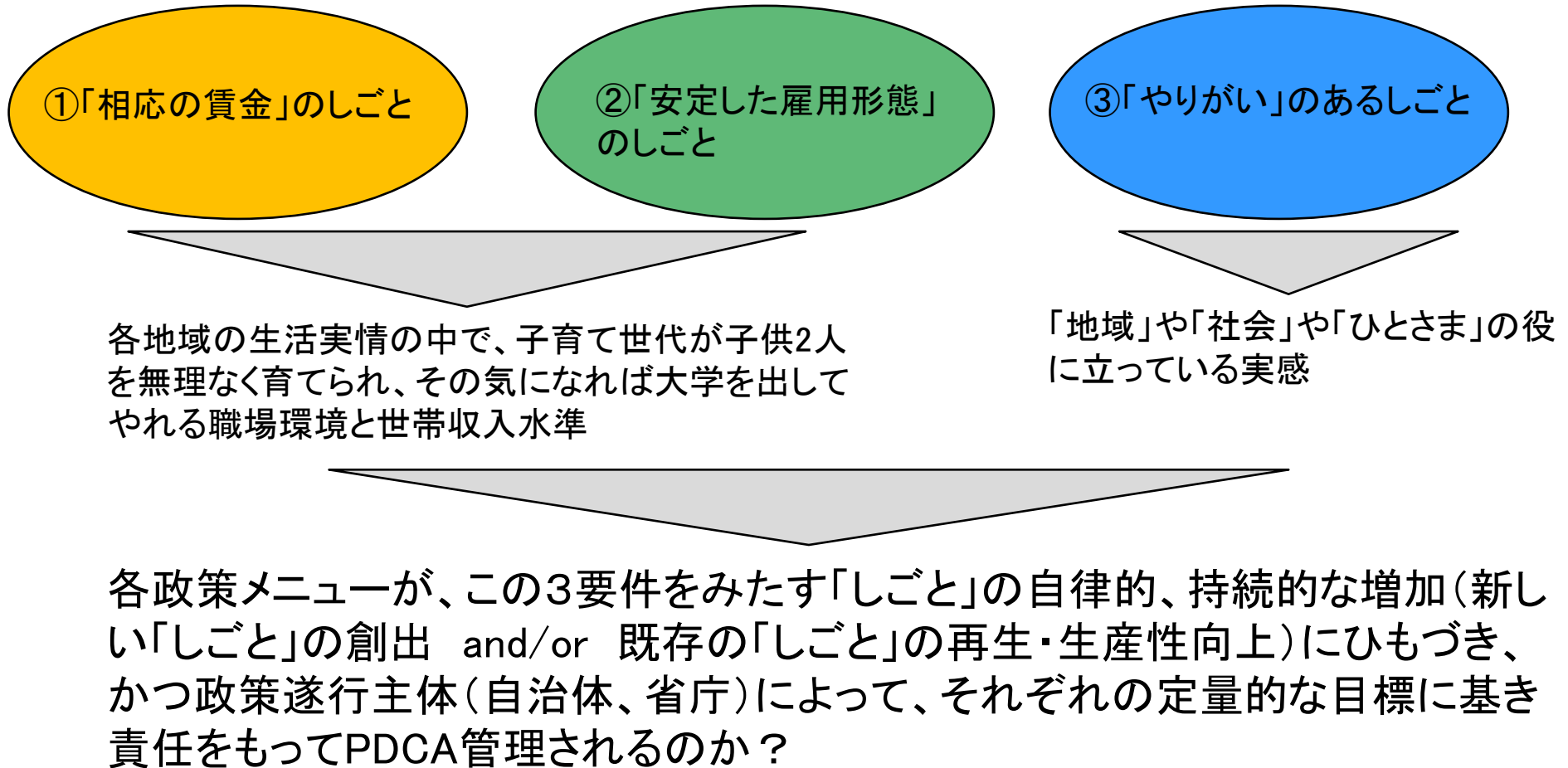


年齢別事故率(福島交通)



「地方創生」が持続的創生(地方の定住人口減少の持続的な歯止め)となるために

基本的な問い: 3要件をみたす「しごと」の持続的な創生につながるのか?



「地方分権にふさわしい地方税財政改革」 をめざして

第21回「地方法人課税のあり方等に関する検討会」ヒアリング

2014年10月14日



日本労働組合総連合会(連合)

～目次～

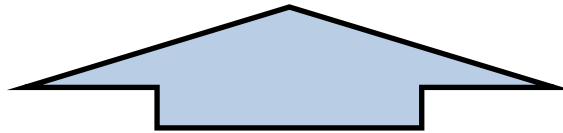
1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税制改革のビジョン
2. 地方分権とバランスのとれた地方税財政改革
3. 法人所得課税の改革

1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税制改革のビジョン

「働くことを軸とする安心社会」の実現

○「働くことを軸とする安心社会」は、働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型の社会。

- ①みんなが働き・つながり・支え合う、②ディーセント・ワークの実現、③雇用機会の創出、④希望につながり・切れ目のない安心



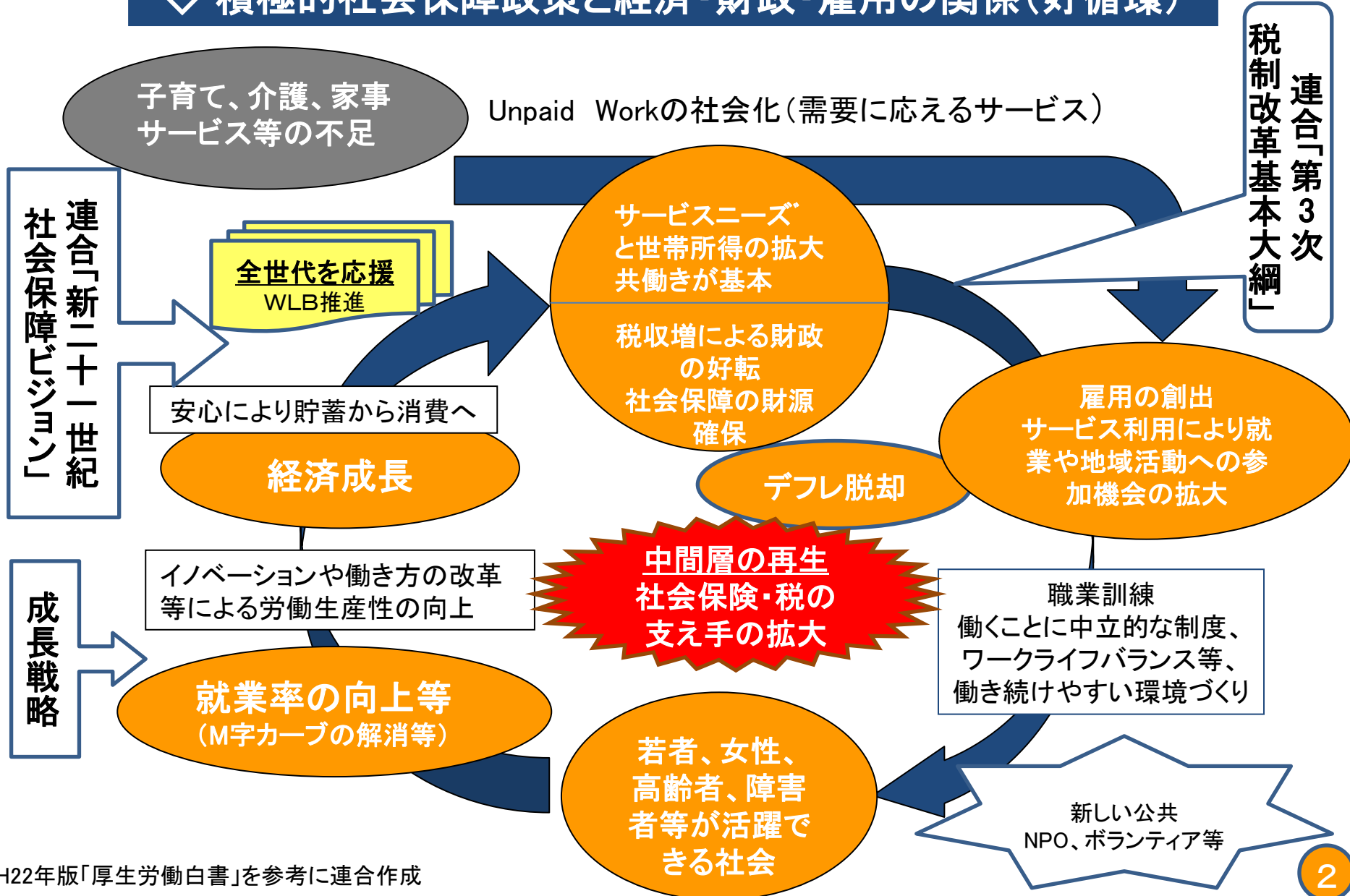
安心社会を支える社会保障と税制の一体改革

○積極的雇用政策と社会保障政策との連携で、全世代を支援する積極的社会保障政策に転換する

○税の再分配機能の強化と財源調達能力の回復を同時に実現し、積極的社会保障政策と成長戦略等に集中投入

1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税制改革のビジョン

◇ 積極的社会保障政策と経済・財政・雇用の関係(好循環)



1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税制改革のビジョン

◇ 連合「第3次税制改革基本大綱」のポイント

いまの問題点

税財政を通じた
所得再分配機能の低下

負担と給付の不均衡

変化に対応できない
硬直的な財政

第3次税制改革基本大綱の基本スタンス

税の財源調達能力の回復と再分配機能の強化を同時に実現する税制改正をはかり、その財源を新成長戦略に資する経済政策や積極的社会保障政策等に集中的に投入する。

改革の理念とポイント

公平

連帯

納得

- ①消費税「偏重」としない「所得・資産・消費」課税のバランスのとれた税体系とする。
- ②所得税を基幹税として再構築し所得再分配の機能強化をはかる。
- ③消費税は社会保障制度の維持・強化に全額充当する。
- ④地方分権や社会保障の充実のための安定的な地方税体系を構築する。

1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税制改革のビジョン

◇ 連合「第3次税制改革基本大綱」具体的な提言

○「公平」「連帯」「納得」という改革の理念に基づいた具体的な提言は以下のとおりである。

1. 納税者の立場に立ったわかりやすい税制

・情報公開と租税教育の強化 ・「納税者権利憲章(仮称)」の制定 ・申告納税選択制の導入 ・マイナンバー導入に向けた環境整備 など

2. 所得税の再構築

・課税最低限の引き上げ ・給付つき税額控除の導入(勤労税額控除、消費税税額控除) ・税率構造の見直し ・金融所得課税の強化
・人的控除の組み換え(所得控除から税額控除・社会手当化へ) ・給与所得控除の見直し(特定支出控除の範囲拡大など)

3. 資産課税(相続税・贈与税等)の強化

・バブル経済以前の水準まで相続税を強化し、格差の拡大・固定化を是正する

4. 消費税の社会保障安定財源化

・消費税を社会保障財源化し、その維持・強化のために2020年度を目途に税率を段階的に引き上げる
〔消費税(国税)は、基礎年金、高齢者医療、介護、少子化対策(現物給付)の維持・強化に要する財源として、段階的に引き上げる
地方消費税は、一般財源とし、地方における社会保障給付費の増加およびその機能強化等に対応して段階的に引き上げる〕
・消費税の逆進性緩和策(課税最低限以下の層を中心に消費税負担分を還付「消費税税額控除」)
・制度的欠陥の是正(インボイス方式導入、簡易課税制度、免税点の廃止等)

5. 地方税財政の改革

・地域による偏りが少なく安定的な地方税体系(社会保障給付の機能強化に対応した地方消費税の段階的引き上げ等)
・原則、地方交付税制度と現行交付税の水準を維持 ・国庫補助負担金の改革

6. 法人所得課税の改革

・原則、全ての雇用者に社会保険を適用 ・外形標準課税対象法人の拡大 ・租税特別措置の見直し
・税法における中小企業の定義見直し ・中小法人等の軽減税率引き下げ(基本税率の1/2水準) ・雇用促進税制等の活用

7. その他の提言内容

・自動車関係諸税の軽減・簡素化等 ・地球温暖化対策のための税、既存税制のグリーン化 ・「新しい公共」を支える税制 など

2. 地方分権とバランスのとれた地方税財政改革

<1> 基本的な考え方

- 行政サービスの約6割は地方自治体が担っているが、その財政基盤は脆弱である。
- 地方分権の推進と公共サービスの維持・強化に対応した地方税財政改革を推進する必要がある。

現状の問題点

- 国依存の財政基盤
- 地域間の財政力格差の拡大

地方税財政の 改革

改革のめざすもの

- 住民自らが地域に必要なサービスを選択・享受できる仕組みづくり
- 社会保障の機能強化に必要な財源の確保

2. 地方分権とバランスのとれた地方税財政改革

<2> 具体的な提言

1 地方税制改革

- 地方への新たな税財源配分を行い、地方税財政の充実をはかる。具体的には、地域間の偏在性が相対的に小さく、**税収が安定的な地方税体系をめざし、法人住民税(法人税割)と消費税の税源交換を検討する。**
※本年10月から導入されている地方法人税は弥縫策に過ぎず、地方分権にも逆行しかねない。より抜本的な改革が必要である。
- また、法人税については、応益性も重視し、**外形標準課税の対象法人を拡大するなどの改革を行う**(詳細は8頁に記載)。
- 国と地方の役割分担、社会保障制度改革、税財政改革の進捗状況等を踏まえ、**将来的には、国と地方で50対50の税源配分をめざす。**

2 地方交付税の改革

- ①により、地域間財政力格差はある程度縮小すると思われるが、引き続き、地域間の財政調整とナショナル・ミニマムを担保するための財源保障が不可欠である。**両機能を兼ね備えた地方交付税の仕組みと現行の交付税水準を維持する。**
- 消費税を社会保障財源に全額充当するため、**地方交付税の算定から消費税(国税)を除外し、新たに相続税を加える。**中期的には所得税の再構築や自然増収等を中心に必要財源を確保することとするが、当面不足する財源については、国で責任を持って手当とする。
- なお、**消費税(国税)のうち、現在地方交付税財源に充当されている部分は地方消費税に移譲し、国と地方の消費税の配分を明確化する。**

3 国庫補助負担金の改革

- 公共事業等に係わるひも付き補助金について、一括交付金化をはかる。地方にとって使い勝手のよい制度となるよう、仕組み等必要な見直しを行う。なお、ナショナル・ミニマムを確保する観点から、社会保障や義務教育に係わる国庫補助負担金は、一括交付金化の対象としない。

3. 法人所得課税の改革

<1> 基本的な考え方

- 少子高齢社会を支え合うために広く国民負担を求めるなか、企業にも社会的責任に見合った負担が求められる。
- 地域社会の活性化や分厚い中間層の復活などの観点から中小企業やディーセント・ワークを税制面から支援する。

現状の問題点

- 赤字法人が恒常的に6割を超え、法人課税の負担に偏りがある
- 景気による振れが大きい
- 租特の政策効果の検証が不十分

法人所得課税 の改革

改革のめざすもの

- 企業の社会的責任に見合った負担
- 中小企業やディーセントワークを支援

3. 法人所得課税の改革

<2> 具体的な提言

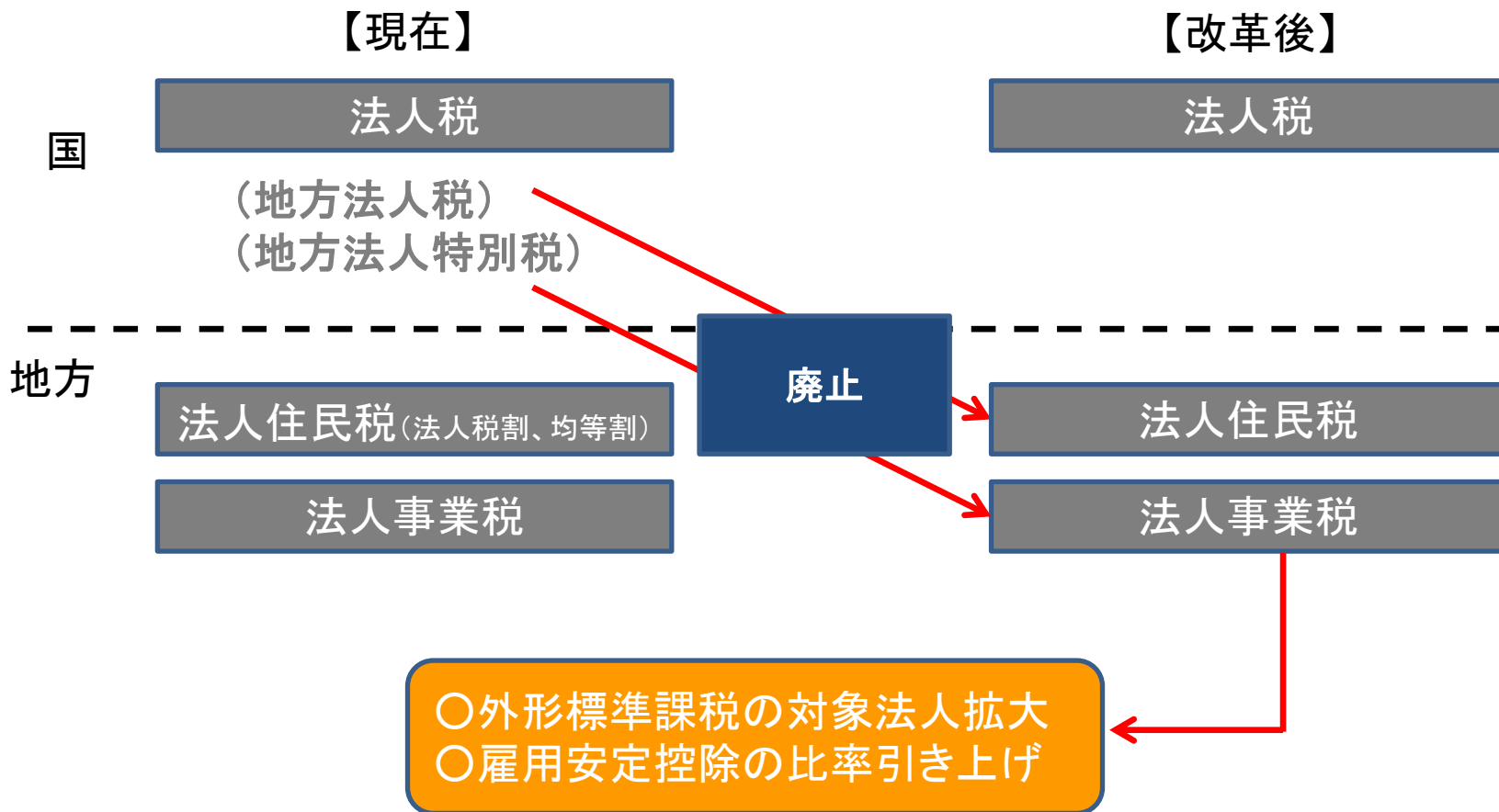
1 企業の社会的責任に見合った税・社会保険料を負担する

- 法人税率の引下げは、引下げ分が企業における国内投資や雇用・所得の拡大に充てられること及び代替財源の確保を大前提とする。なお、代替財源の確保については、まずは法人税の枠内における税込中立をはかることを基本とする。
- 社会保険を原則すべての雇用者に適用する。(ペイロールタックス化)
- 法人事業税は、法人の事業活動と地方の行政サービスとの幅広い受益関係に着目して課税されている税金であるため、外形標準課税の対象法人を拡大する。
 - ※中小企業においては賃金抑制につながる恐れがあるため、中小企業の雇用安定控除の比率を引き上げる。
 - ※実施時期については、雇用や所得に与える影響および中小企業の業績回復の状況などを見極め、慎重に検討する。
 - ※付加価値割の比重については、現行の課税標準を維持する。(所得割7.2%、付加価値割0.48%、資本割0.2%)
- 2008年より暫定的な措置として導入されている地方法人特別税および本年より導入された地方法人税は廃止する。
- 欠損金の繰り越し控除を控除前所得の5割に制限し、控除期間を15年程度に延長する。
- 租税特別措置について、適用状況や政策効果等を検証し、有効でないものは廃止する一方で、有効であるものは恒久化する。
- グローバル企業の租税回避や、いわゆる「法人成り」の問題等について、課税の適正化に向けた対策を強化する。

2 中小企業やディーセントワークを支援する改革を行う

- 中小企業の範囲(現行法では資本金1億円以下)について、中小企業基本法の定義を考慮し拡大する。
- 中小法人に対する法人税の軽減税率を基本税率の1/2の水準とする。
- 雇用促進税制や所得拡大促進税制について政策効果を検証し、より効果的な制度となるよう必要に応じて見直す。
また、中小企業の「人に対する投資」を支援するための支援策を拡充する。
- 法定雇用率を上回って障がい者を雇用する企業、重度障がい者などを多数雇用する企業に対して法人事業税を減税する。

法人所得課税の改革イメージ





連合の 重点政策

連合は、「働くことを軸とする安心社会」に向けて、
政策実現に全力で取り組みます。

2015年度
2014.7-2015.6

1. 「2015年度 連合の重点政策」ダイジェスト …… P2
2. 最重点政策 …… P4
3. 「2015年度 連合の重点政策」(全文) …… P16

東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

- ① 地域全体の復興と雇用創出を視野に入れた復興計画の実現、地域経済を担う中小企業への支援
- ② 被災地域の雇用のミスマッチ解消につながる職業訓練の充実と雇用の確保、復興事業における労働安全衛生対策の強化
- ③ 防災性・環境性能が高く、社会保障サービスの提供体制が確保された「ひとが中心のまちづくり」の実現
- ④ 放射性物質への適切な対応
- ⑤ 農林水産業の復興・再生と放射性物質からの食の安全・安心の確保
- ⑥ 消費者保護の強化
- ⑦ 安心して学び、遊ぶことができる教育環境の整備

「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて

1 持続可能で健全な経済の発展

- ① 日本再生・分厚い中間層の復活に繋げる経済・産業政策と雇用政策の一体的推進
 - 経済成長や雇用創出効果の高い分野への施策の集中
 - 産官学金労など地域を担うステークホルダーの連携による地域雇用の創出・新事業の展開
- ② 安全・安心で安定的な資源・エネルギー供給の実現
 - 再生可能エネルギー・省エネの推進などに対する政策的な支援、資源供給国との関係強化、国内資源の調査・開発の推進
 - 原子力規制委員会で策定された新規規制基準の厳格適用
- ③ 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現
 - 納税者の権利・義務を明示した納税者権利憲章の制定
 - 税による所得再分配機能の強化、所得税の人的控除の見直し
 - 消費税の単一税率の維持を前提とした低所得者対策の実施
 - 租税特別措置の見直しや外形標準課税の全面適用など企業の社会的責任に見合った税負担の実現
 - 自動車関係諸税の抜本的な軽減・簡素化
 - 地方財政への影響に配慮した税財源の確保

2 雇用の安定と公正労働条件の確保

- ① 安心して働き続けられるための労働者保護ルールの堅持・強化
 - 解雇の金銭解決制度の導入、「限定正社員」などの解雇規制の緩和反対
 - 長時間労働を誘発するおそれのある労働時間規制の緩和反対
- ② 派遣労働者の雇用安定や処遇改善の強化
 - 「派遣労働は臨時的・一時的な働き方」とするための業務区分による派遣期間制限の堅守、「均等待遇原則」の実現による労働者保護の強化
- ③ 改正労働安全衛生法の実効性の確保
- ④ 労働者の健康・安全の確保のための労働時間制度の見直し
 - 月60時間超の割増率に関する中小企業の適用猶予措置の早期廃止
 - 「休息时间（勤務間インターバル）規制」の導入
 - 特別条項付き36協定締結時の上限時間規制の法定化
- ⑤ 雇用の安定に資する雇用保険制度の充実と職業能力開発の強化
- ⑥ 若年者、高齢者、障がい者の雇用対策の強化
 - ハローワークやサポステなど就職支援体制の維持・向上、学校との連携強化
 - 高齢者の継続雇用後の有期労働契約非更新事由の限定などを指針に明記
 - 障がい者の差別禁止や合理的配慮の具体化と「過重な負担」の判断基準厳格化
- ⑦ 適正な水準への最低賃金の早期引き上げと監督行政の強化
- ⑧ パートタイム労働者の処遇改善
- ⑨ 雇用における男女平等の推進
- ⑩ 男女平等参画社会の実現と女性の活躍促進
- ⑪ ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現
- ⑫ 外国人労働者の雇用改善と外国人技能実習制度の見直し
 - 外国人労働者の在留資格などの緩和反対と人権の尊重、労働者保護の確保
 - 技能実習制度の運用厳格化と安易な分野拡大・期間延長反対

3 「全世代支援型」社会保障制度のさらなる推進

① 社会保険の適用拡大、社会的セーフティネットの充実

- 短時間労働者への社会保険の適用拡大
- 生活困窮者自立支援制度の構築
- 生活保護基準と連動する制度の適用基準引き下げの防止

② 公的年金制度の信頼性の向上と厚生年金基金の解散・移行促進および企業年金制度等の充実

- GPIFのガバナンス体制の見直しと、年金積立金の安全かつ確実な運用の堅持
- 国民年金保険料の収納対策等のための日本年金機構の体制強化

③ 「地域包括ケアシステム」の実現と医療・福祉・介護労働者の人材確保、処遇改善

- 医療現場の勤務環境改善、2015年度介護報酬改定での介護職員処遇改善加算の継続

④ 超高齢社会における医療保険制度の持続可能性の確保

- 高齢医療の抜本改革、国保運営の安定化

⑤ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施

- 子ども・子育て支援新制度の着実な実施のための財源確保
- 最低基準や保育士等の処遇の改善に資する公定価格の設定

⑥ 障がいに基づくあらゆる差別の撤廃

- 国連障害者権利条約の理念の定着
- 実効性ある障害者差別解消法の基本方針の策定

4 社会インフラの整備・促進

① 安心・安全な社会とまちづくりの推進

- 防災・生活・安全・交通・観光に関連した社会資本の優先的・効率的な推進

- 交通・運輸産業の労働者代表や利用者、地域住民の参画による「交通政策基本計画」の策定

5 暮らしの安心・安全の構築

① 国内外における環境保全と地球温暖化対策の推進

- 「グリーン経済」への転換と公正な移行
- 全ての締約国が参加する公平で実効性のある温暖化対策の新たな法的枠組みの実現
- 省エネや環境・エネルギー技術の深化・革新による温室効果ガスの削減
- 「水循環基本計画」の策定に向け、労働者代表などが参画した検討の場の設置

② 食料自給率の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成

- 食料自給力の向上と、食の安全・安心の確保
- 農林水産業の経営基盤ならびに競争力の強化と、成長産業化の推進

③ 消費者の視点に立った消費者政策の推進

- 地方消費者行政の組織体制の充実ならびに機能強化
- 消費者の自立につながる幅広い消費者教育の実施

6 民主主義の基盤強化と国民の権利保障

① 新しい公共と民主的で透明な公務員制度改革の推進

- 多様な担い手が地域課題を共有し対話できる場の設置と提案型モデル事業の展開・拡充による新しい公共の推進
- 労働基本権を保障する民主的な公務員制度改革の実現
- 臨時・非常勤職員への労働契約法やパート労働法の趣旨の適用、「短時間公務員制度」の導入などの制度改革・運用改善

② 地方分権改革の推進

- 国の事務権限の見直しや地方の財源保障や充実を通じ、地域の自主性を尊重した公共サービスを提供できる体制の拡充
- 地方財政計画の策定や地方交付税の算定の透明化

③ 公契約基本法・公契約条例の制定による公契約の適正化の推進

- 公正労働基準や労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を基準とする公契約の適正化

④ 「人権侵害救済法」(仮称)の制定と人権救済機関の設置

⑤ 教育の機会均等の保障と人材育成

- 生活困窮世帯の「貧困の連鎖」の防止
- 教育の機会均等の保障
- 教育行政の政治的中立性・継続性・安定性の確保
- 養護教諭の複数配置とスクールカウンセラーの常勤配置

⑥ 特定秘密の恣意的な拡大の防止

7 公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現

① 社会対話の促進と中核的労働基準の遵守

- G20ブリスベンサミット(2014年11月)で質の高い雇用を伴う包摂的成長に向けた実効性ある政策の策定
- ILO中核8条約のうち未批准の第105号(強制労働廃止)と第111号(差別待遇(雇用・職業))の早期批准
- OECD多国籍企業行動指針の政労使による周知徹底

② 貧困撲滅と持続可能な開発に向けた取り組みの推進

- ミレニアム開発目標の達成に向けた取り組みの加速、およびポスト2015年開発目標の実現に向けた実施体制の整備

最重点政策

「2015年度 連合の重点政策」の策定にあたり、その実現に向けた運動にメリハリをつけることを目的に、重点政策の中から「最重点政策」を設定した。

最重点政策は、2015年度(2014年7月～2015年6月)における実現にこだわり、政府・政党への働きかけ、審議会・国会審議対応、街宣活動などを通じた世論喚起など、連合本部・構成組織・地方連合会が一体となって幅広い運動を展開し、その実現に向けて取り組む政策である。

- 1** 東日本大震災からの復興・再生の着実な推進 p5

- 2** 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現 p7

- 3** 安心して働き続けられるための労働者保護ルールの堅持・強化 p9

- 4** 派遣労働者の雇用安定や処遇改善の強化 p10

- 5** 労働者の健康・安全の確保のための労働時間制度の見直し p11

- 6** ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現 p12

- 7** 「地域包括ケアシステム」の実現と医療・福祉・介護労働者の人材確保、処遇改善 p13

- 8** 超高齢社会における医療保険制度の持続可能性の確保 p14

- 9** 公契約基本法・公契約条例の制定による公契約の適正化の推進 p15

1 東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

雇用創出を視野に入れた復興計画の実現と地域産業の振興

被災地における有効求人倍率は高水準であるが、雇用のミスマッチが生じており、復興を着実に前進させるためには、産業復興と雇用創出を一体的に推進していくことが重要である。

具体的には、被災地域での税額控除などで企業誘致を促進する「復興特区制度」や民間資金の十分な活用などにより、地域を担う産業の再生或いは新規産業の立ち上げをはかるとともに、市町村、民間企業などと連携を強化し、地元企業の取引拡大などを通じて、地域産業の新興をはかるなど、安定的な雇用創出を踏まえた中・長期的な地域全体の復興計画を推進・支援していくことが必要となる。

また、復興構想の策定や復興計画の推進にあたっては、地方自治体及び労使を含む地域住民の意見を十分に反映させていくことが不可欠である。

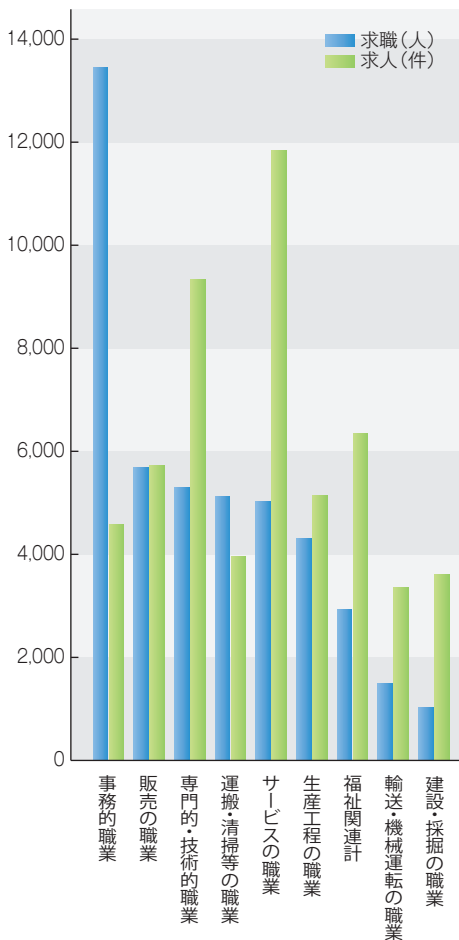
被災者の居住環境の改善、独居高齢者の「見守り活動」への支援強化

被災者の居住の安定の確保には、応急仮設住宅での居住期間が長期化している被災者の居住環境や課題を把握した上で、災害公営住宅の増設や入居の推進、民間賃貸住宅の借り上げ、被災者に向けた賃貸住宅を新築する事業者への税制優遇などの支援を拡大する必要がある。

また、今後、単身・高齢者のみ世帯や認知症の全国的な増加を踏まえ、被災地における孤独・孤立化を防ぐため、行政や医療、介護、福祉サービス提供事業者、NPOなどが協働するアウトリーチ型の「見守り社会」や心のケアなどの相談体制の拡充に向けた活動支援の強化が求められる。

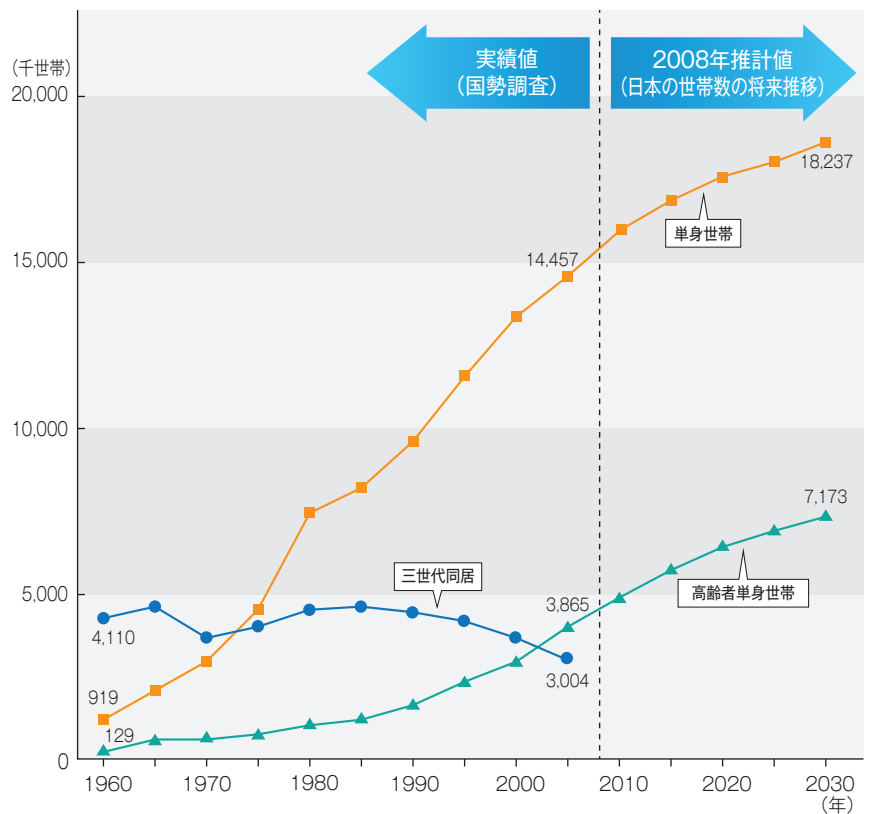
地域による支え合いや社会保障サービスの提供体制の充実を新たなまちづくりの中に位置づけ、地域コミュニティの再生をはかることが重要である。

宮城県の職業別の求人・求職の状況



出所:宮城県労働局

単身世帯(高齢者単身世帯)、三世帯同居の推移



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推移(全国推計)(2008年3月推計)」

(注) 1.集計の出発点となる基準人口は、総務省統計局「国勢調査」(2005年)に調整を加えて得たものである。
 2.三世帯同居とは、「夫婦と子どもと両親から成る世帯」「夫婦と子どもと片親から成る世帯」を合計したものである。
 3.高齢者単身世帯の1960年は世帯主の年齢が70歳以上、1965年以降は世帯主の年齢が65歳以上の単身世帯である。
 出所:2011年版 厚生労働白書

1 東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

放射性物質で汚染された土地の回復、廃棄物・表土などの適切・迅速な処理

被災地の除染の進捗について、完了までまだ時間がかかる状況にあり、国・地方自治体は、除染効果の正確な把握と、復興に向け全力を傾けることが不可欠である。今後、除染を進めるにあたり、個々の市町村の状況に配慮することに加え、地域住民の不安や要望を受け止め、地域ごとのきめ細かな施策が必要であり、さらに、これまで実施してきた経験を踏まえた効果的・効率的な除染手法や創意工夫・ノウハウの水平展開が求められている。

また、除染作業が適正に行われることはもとより、作業員への適正な報酬(手取り)の支払いや、適切な労働安全衛生の確保も必要である。

さらに、除去土壌などは飛散・流出を防ぐよう適正に管理しつつ、定期的にモニタリングを行うことが不可欠である。万一異常が発見された場合は、原因を究明しつつ施設の補修など対策を迅速に行わなければならない。

市町村における除染の進捗状況

福島県外 (2014年3月末現在)	発注割合 (発注数/予定数)	実績割合 (実績数/予定数)
学校・保育園等	ほぼ発注済み	ほぼ終了
公園・スポーツ施設	ほぼ発注済み	ほぼ終了
住宅	約9割	約9割
その他の施設	約9割	約9割
道路	約9割	約9割
農地・牧草地	約9割	約9割
森林(生活圏)	約6割	約4割

注:予定数は2014年3月末時点で具体的に予定のある数を含めた累計であり、今後増加する可能性もあります。

福島県内* (2014年3月末現在)	発注割合 (発注数/計画数)	実績割合 (実績数/計画数)
公共施設等	約8割	約7割
住宅	約7割	約5割
道路	約7割	約4割
農地・牧草地	約8割	約7割
森林(生活圏)	約5割	約2割

注:計画数は2013年度末までの累計。全体数は各市町村により、調整中や未定となっており、今後増加する可能性もあります。

*福島県内については、福島県が行った調査結果を基に作成
出所:環境省 除染情報サイト2014年5月27日現在

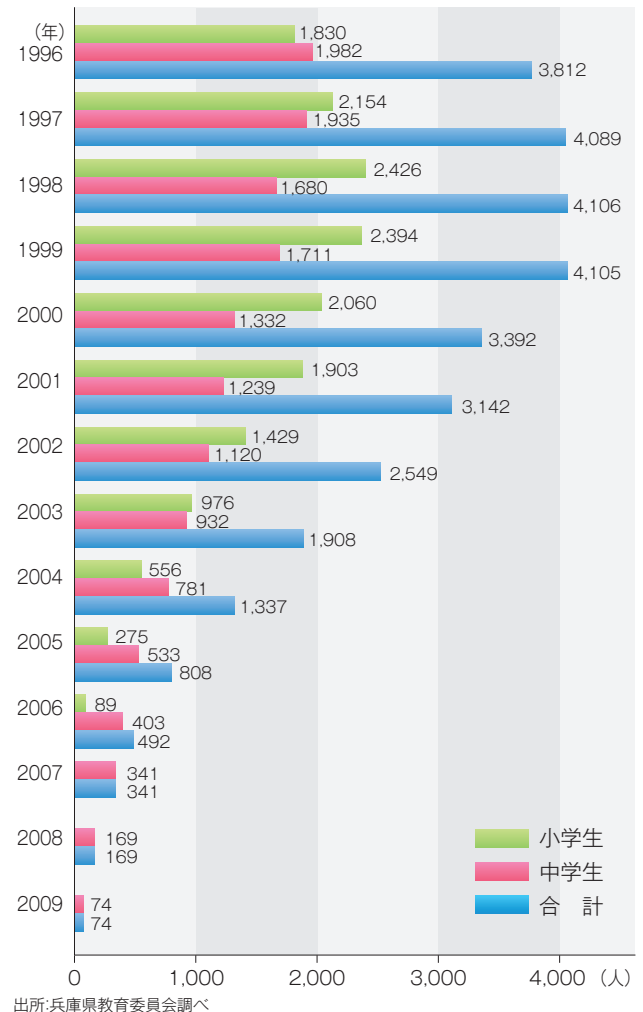
養護教諭やスクールカウンセラーの配置拡充 —被災した子どもの心のケアの対応体制の充実—

東日本大震災後に、政府は「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」として、被災した子どもの心のケア、教職員や保護者への助言などの課題に対応するため、臨床心理士や精神科医などのスクールカウンセラーを教育委員会や幼小中高の各学校に派遣し、子どもが安心して学校生活を送るための教育相談体制を整備してきた。

阪神・淡路大震災では、3年後に情緒不安定や体調不良を訴える子どもの数がピークを迎えた。この教訓を踏まえ、東日本大震災の被災地においては、子どもがこれまで以上に安心して相談しやすくするため、各学校における相談室や専用電話の設置、養護教諭やスクールカウンセラーの配置拡充、養護教諭の複数配置、スクールカウンセラーの常勤化などによる対応体制の充実が必要である。

阪神淡路大震災後、心のケアに教育的配慮を必要とした児童生徒数の推移

(各年度7月1日時点の数値 単位:人)



2 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

税による所得再分配機能の強化、 所得税の人的控除の見直し

市場経済の下でもたらされる経済格差を是正するためには、税制や社会保障制度などを通じた所得の再分配政策が必要である。2013年度税制改正で所得税の最高税率引き上げや相続税の基礎控除縮小などにより累進性強化がはかられたが、課税対象者の拡大が僅かであるなど不十分な内容にとどまっている。所得再分配機能の強化や制度の簡素化の観点からは、所得税の人的控除をできるだけ社会保障給付や各種支援施策等に振り替える必要がある。残す人的控除は、高所得者に有利な所得控除を税額控除に変えるとともに、低所得層の負担軽減効果を高める。また、他の扶養親族と配偶者を区別する意味合いが薄れていることから、配偶者控除を扶養控除に整理統合することが適当である。

高所得者に有利な「所得控除」の見直し

所得控除は、高所得者に有利な制度である。同じ38万円の所得控除を適用した場合、高所得者が10万円を超える負担軽減（所得税の限界税率40%の場合で15.2万円）になるのに対して、低所得者への軽減効果は2万円弱（同5%の場合で1.9万円）である。これを例えば3.8万円の税額控除（一律定額）に変えることで、低所得層の負担軽減効果を高めることができる。また、社会保障給付に振り替えれば、課税最低限以下の層への所得再分配効果を高めることができる。



人的控除の組み替え(概要)

現行制度(所得控除)	改革の方向性		(税額控除)			
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得制限	
基礎控除	38万円	33万円	税額控除化し実質的に増額	7.6万円	6.6万円	なし
配偶者控除	38万円	33万円	扶養税額控除に統合	統合		
扶養控除	所得制限を設けた税額控除		あり(平均所得以下に設定)			
0~15歳	児童手当(振替済)					
16~18歳	38万円	33万円	高校実質無料化(振替済)	19~69歳 3.8万円 3.3万円		
23~69歳	38万円	33万円	●子育て支援策、児童扶養手当の拡充等 ●就労支援、第2のセーフティネットの整備等			
特定扶養控除	教育費税額控除を分離、残りは扶養税額控除に統合		新設:教育費税額控除(年齢制限無し)			
19~22歳	63万円	45万円	奨学金の拡充等	2.5万円	1.2万円	なし

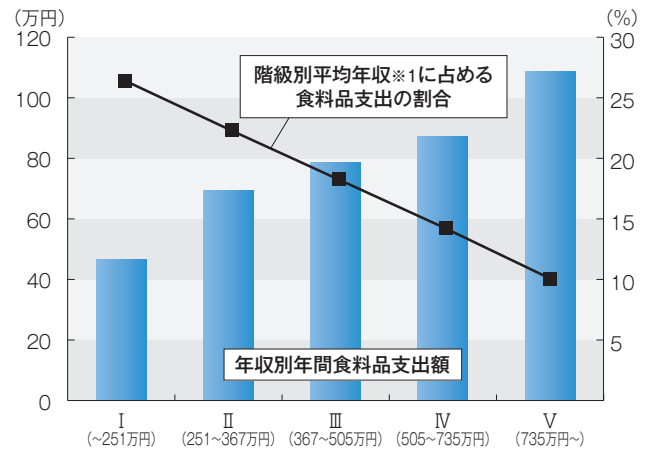
※枠囲みは税制から社会保障給付に振り替えるもの
出所:連合「第3次税制改革基本大綱」

消費税の単一税率の維持を前提とした 低所得者対策の実施

消費税は、少子高齢社会を支え合うための社会保障財源と位置づけられ、必要となる税財源に対応して段階的な引き上げが進められている。消費税は、経済力が等しい人は等しく負担すべきであるという「水平的公平」に有効である一方で、所得の少ない家計ほど消費税の負担割合が高くなるという「逆進性」が生じる問題を有している。この逆進性対策には、単一税率のもと、低所得世帯を対象に、扶養者数に応じて、最低限の基礎的消費にかかる消費税負担相当分を定額で還付する「給付付き税額控除」を導入すべきである。現在与党で検討されている食料品などを対象とする「軽減税率」は、逆進性の抜本的な解消につながらないばかりか、対象品目の線引きの難しさや大幅な税収減を伴うことなど問題が多い制度である。

消費税の逆進性とは

低所得者は、年収に占める食料品支出割合、すなわち、消費税負担割合が高い。
高所得者は、食料品支出額が多いものの、食料品支出割合、すなわち、消費税負担割合は低い。



※1平均年収 (176万円) (311万円) (431万円) (607万円) (1,077万円)
出所:総務省家計調査(2014年)をもとに連合作成

給付付き税額控除と軽減税率について

	給付付き税額控除	軽減税率
制度の概要	低所得世帯を対象に、扶養者数に応じて、最低限の基礎的消費にかかる消費税負担相当分を定額で還付する制度。例えば、基礎的消費支出が1人当たり年間40万円程度、扶養者数3人で消費税率8%だとすれば、40万×3人×8%=9.6万円の還付となる。	食料品など一定の品目を対象に税率を軽減する制度。高額所得者ほど負担軽減額が大きくなり、抜本的な逆進性対策にはつながらないといわれている。
逆進性の改善度	高い	低い
課題	●所得の正確な捕捉	●軽減税率対象品目の合理的な選定 ●標準税率引き上げなど税収減への対応 (※消費税率10%時に食料品を5%とした場合約3兆円の減収とされている)

出所:連合作成

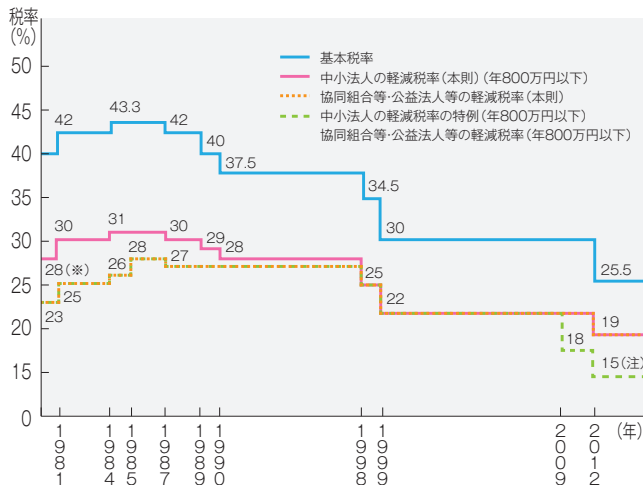
2 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

租税特別措置の見直しや外形標準課税の全面適用など企業の社会的責任に見合った税負担の実現

現在、政府において法人税率の引き下げに関する議論が進んでいる。検討にあたっては、過去に実施済の減税による政策効果をしっかりと検証すべきである。また、実際に法人税率の引き下げを行う場合には、「引き下げ分が企業における国内投資や雇用の拡大に充てられること」、「課税ベースの拡大など代替財源を確保すること」を大前提とすべきである。

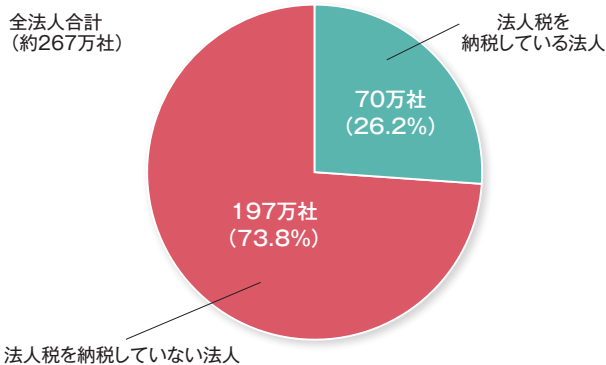
連合は、租税特別措置等の不断の見直しを求めてきた。政策手段として不適切な措置、利用実態が特定者に偏っている措置等の見直しは、課税ベースの拡大のみならず、税の透明性・公平性・納得性の向上につながる。加えて、少子高齢社会を支え合うために広く国民に負担を求めていくなかで、法人税を納めている法人が全法人の3割にも満たない現状を踏まえれば、原則すべての企業に外形標準課税を適用すべきである。

わが国における法人税率の推移



(注) 4月1日から3月31日の間に開始する各事業年度に適用される税率。
 (※) 4月1日前に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。
 出所:財務省

法人税の納税状況 (2011年度)

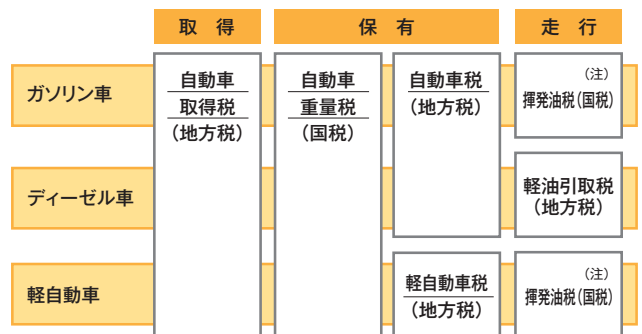


出所:政府税制調査会(2014年)資料より連合作成

自動車関係諸税の軽減・簡素化と地方における必要な税財源確保

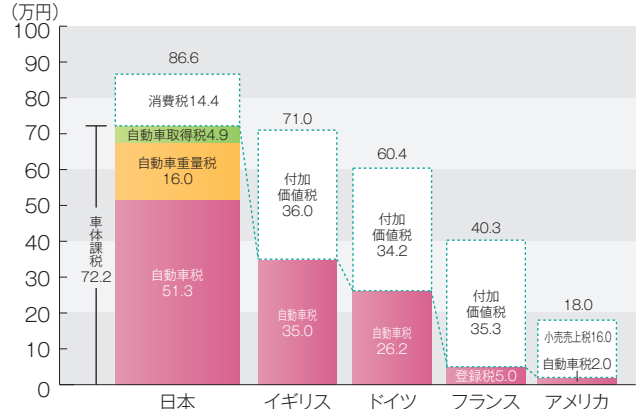
自動車には、多くの税金が課されている。高度成長期以降に順次新設され複雑化した。それらの多くは道路網整備のため特定財源化とされてきたが、2008年に一般財源化され、課税根拠が失われている。また、自動車は、不可欠な地域の足であり、複数保有の多い地方ほど家計負担が重いことから、連合はその見直しを求めてきた。政府は、2014年4月から自動車取得税を軽減し、消費税率10%への引き上げ時には廃止する一方で、2015年度以降、軽自動車税の増税や自動車税における新制度の導入を決めた。これらは、負担軽減として不十分であり、簡素化にも反する。まずは、自動車取得税を廃止するとともに、抜本的な軽減・簡素化に向けて更なる検討を進める必要がある。また、その際には、地方における必要な税財源の確保が求められる。

自動車関係諸税の複雑な体系



(注) 地方揮発油税 (国税) も併せて課税されている。* 下線を付した税目は、車体課税。
 出所:総務省資料より連合作成

自動車利用者の車体課税負担に関する国際比較



前提条件:①排気量1,800cc ②車両重量1.5トン以下 ③車両価格180万円 ④JC08モード燃費値15.4Km/l (CO₂排出量:151g/km) ⑤フランスはパリ市、アメリカはニューヨーク市 ⑥フランスは課税馬力8 ⑦13年間使用 (平均使用年数:自動車検査登録情報協会データより) ⑧為替レート:1ユーロ136円、1ポンド163円、1ドル101円 (2013年4月~2014年3月の平均)
 注:1. 2014年4月時点の税体系に基づく試算。2. 各国の環境対策としての税制政策 (軽減措置等) は加味していない。3. 各国の登録手数料は除く。4. フランスは2000年をもって個人所有に対する自動車税は廃止。
 出所:日本自動車工業会調べ

3 安心して働き続けられるための労働者保護ルールの堅持・強化

政府は成長戦略の柱に「規制改革」を位置づけているが、労働者保護ルールを「岩盤規制」の1つであるとして緩和しようとしている。中でも、「解雇規制の緩和」と「労働時間規制の緩和」は、労働者が安心して働き続けられる環境を破壊するものであり、決して許されない。

「解雇規制の緩和」では、日本は外国に比べ解雇規制が厳しいとの誤った認識に基づき、使用者による解雇の自由化を求める動きが強まっている。具体的には、判決で解雇無効が確定した場合に、労働者を職場に復帰させないよう、会社が補償金の支払いを前提に、労働契約の終了を裁判所に請求できる「解雇の金銭解決制度の導入」の形で検討されている。また、職務内容や勤務地等が限定された「限定正社員」について、勤務地や職種が消滅した事実をもって契約を終了しても、解雇権濫用法理がそのまま当たらないよう法律を改正し、解雇し易くする提起も経済界から行われている。

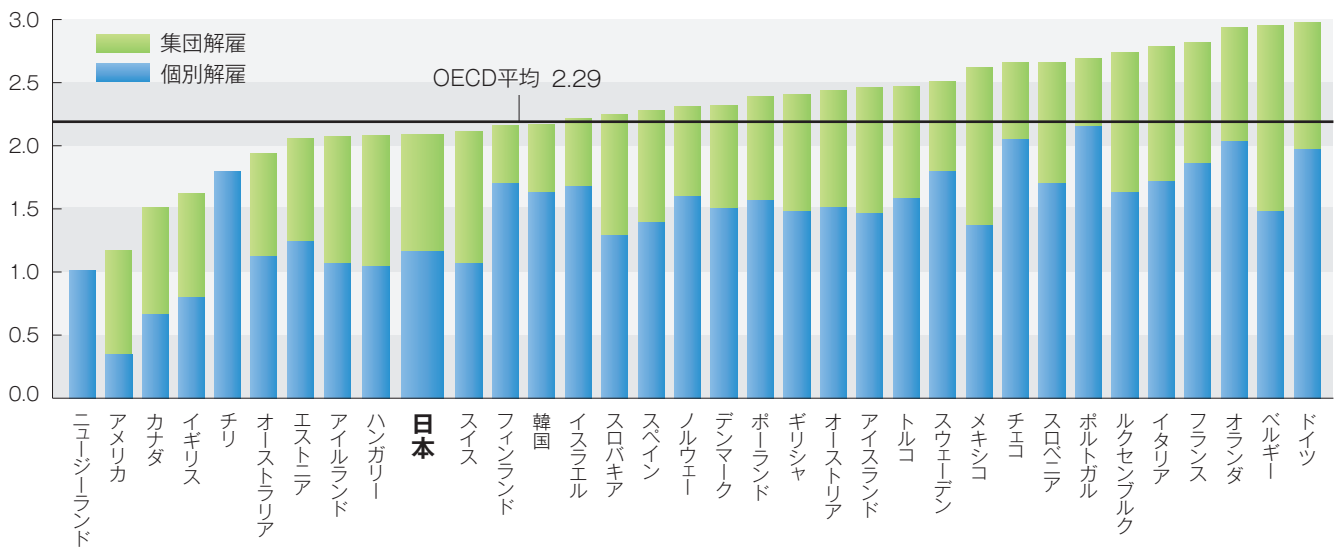
「労働時間規制の緩和」は、1日8時間・1週40時間といった労働時間規制の適用を除外する労働者の範囲について、一般社員までも含むような大幅な拡大がなされようとしている。産業競争力会議ではワーク・ライフ・バランスに資する制度とされるが、その説明に説得力は乏しい。

万一このような労働者保護ルールの緩和がなされた場合、雇用の安定は失われ、労働者は解雇の不安に怯えながらさらなる長時間労働へ追いやられることになってしまうのは明らかである。

「雇用社会」である我が国の経済再生を実現するには、安心して働き続けられるための労働者保護ルールを堅持・強化していくことこそ重要である。

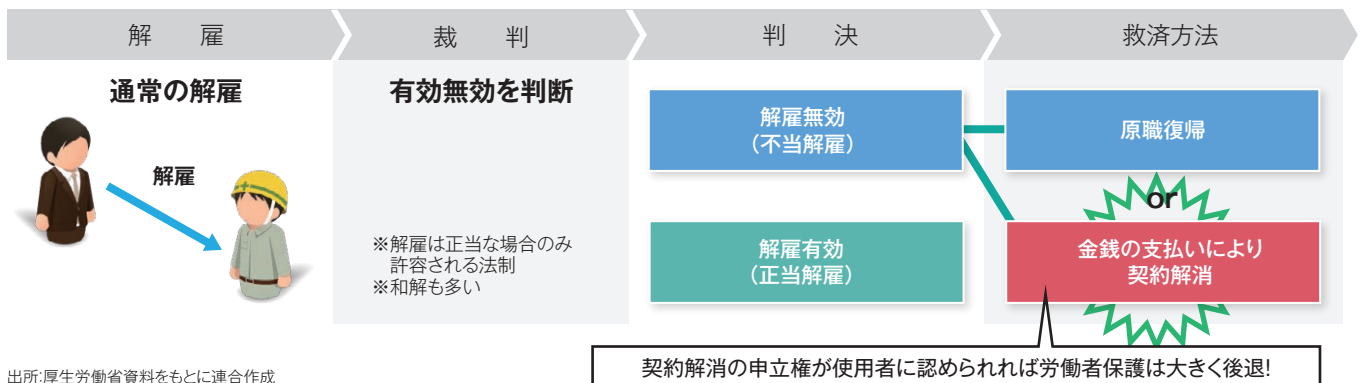
各国の法制における解雇からの保護の程度（一般労働者雇用保護指標）

～日本の一般労働者の雇用保護は34か国中低い方から10番目～



出所:OECD Employment Outlook 2013

「解雇の金銭解決制度」のイメージ



出所:厚生労働省資料をもとに連合作成

4 派遣労働者の雇用安定や処遇改善の強化

労働者派遣法は、1985年の制定以来、一貫して規制緩和の流れでの改正が続いてきた。その結果、派遣労働者の雇用の不安定さが増大し、2008年秋のリーマンショック発生時には「派遣切り」が多数発生するなど、派遣労働者が直面する課題が社会に広く認識されることとなった。こうした状況を踏まえ、2012年には、派遣労働者の保護を強化する観点からの法改正が行われた。

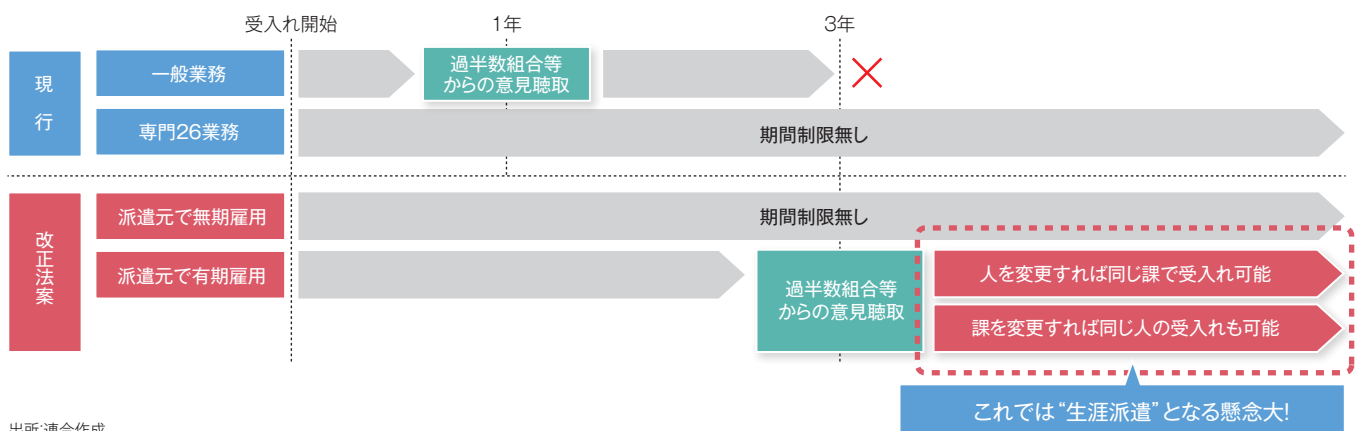
しかし2014年3月に、そうした流れに逆行する改正法案が国会へ提出されている（※2014年5月時点）。同改正法案は、現行法では最長3年とされている派遣労働の期間制限を実質的に撤廃し、派遣労働を永続的に受入れることができる仕組みを柱としている。また、派遣労働者の処遇についても、正社員に比して低処遇という実態があるにもかかわらず、同改正法案では実効性ある抜本的な対策も講じられていない。

こうした課題を内包する同改正法案が成立すれば、我が国に常態的な間接雇用法制が実質的に導入されることとなり、低処遇のままに放置された派遣労働が拡大してしまう懸念がきわめて大きい。

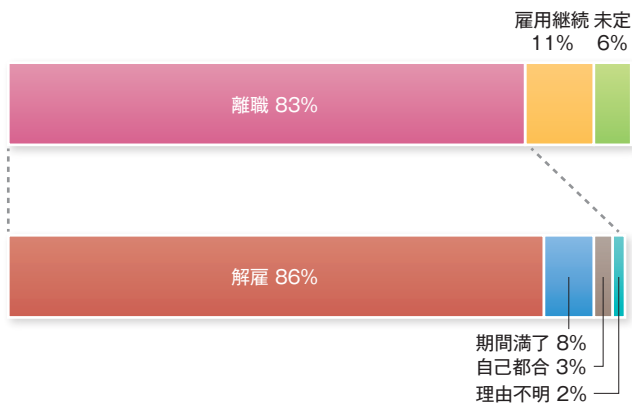
今求められている見直しとは、派遣労働者のより一層の雇用安定を図り、処遇改善を実現することである。これ以上不安定な労働者を増やさないためには、「派遣労働は臨時的・一時的な働き方である」との原則に基づき、専門的業務以外の業務への派遣には期間制限を設けるという現行法の枠組みを堅守することが必要である。加えて、均等待遇原則が導入されるべきである。

派遣労働者の保護を強化する観点での制度見直しが実現されなければならない。

新たな派遣期間制限のイメージ

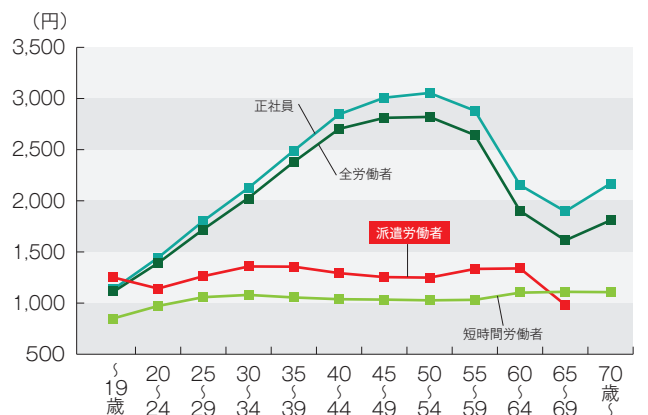


リーマンショック時における派遣労働者の雇用継続の状況



※派遣元事業主から状況が把握できた約36,000人の雇用状況(2008年11月以降、2009年4月14日時点までに把握できたもの)
出所:厚生労働省データをもとに連合作成

派遣労働者の処遇の低さ一雇用形態別



※データ出所:全労働者(派遣含む)、正社員、短時間労働者については、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(2008)、派遣労働者については、同省「派遣労働者実態調査」(2008)
※派遣労働者について、年齢区分「65歳以上」を「65~69」に計上。
出所:厚生労働省 雇用政策研究会報告書(2010年)

5 労働者の健康・安全の確保のための労働時間制度の見直し

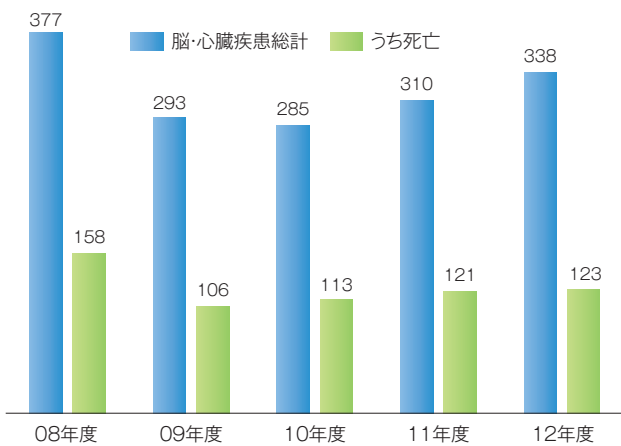
2013年の一般労働者の年間総実労働時間は2,030時間に及び、週の実労働時間が60時間（月換算で時間外労働が86時間相当）以上である労働者の割合も30歳代男性では18.2%と高い水準にあるなど、我が国における労働時間はいまだ長いままである。また、長時間労働に起因する過労死や精神障害等（自殺を含む）に関する労災補償請求件数・支払決定件数は高止まりしており、労働者の健康・安全を確保するための労働時間制度の見直しが喫緊の課題となっている。

政府では、多様で柔軟な働き方を実現することを名目に、労働時間規制の適用除外を大幅に拡大する新たな労働時間制度の創設（労働時間と報酬のリンクを外す「成果ベースの労働管理を基本とする」働き方）をめざす動きが見られる。しかし、すべての労働者が仕事と生活の調和をはかりながら健康に働き続けられる環境の実現こそ急務である。そのために

は、睡眠時間と生活時間を含め疲労回復のための十分な休息時間を確保するとともに、長時間の時間外労働を抑制していくことが必要である。また、企業規模にかかわらず中小企業労働者を含め、時間外労働に対する割増率を公平に適用すべきである。

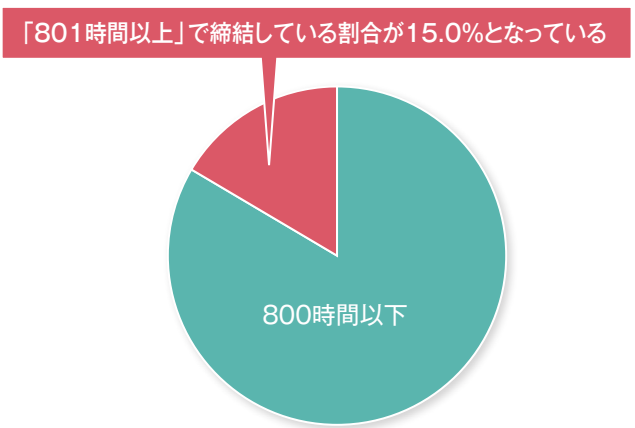
こうした観点から、労働時間制度については、①月60時間超の時間外割増賃金率を50%以上と定めた労働基準法第37条の中小企業への適用猶予措置の早期廃止、②「休息時間（勤務間インターバル）規制」の導入、③特別条項付き36協定締結時における上限時間規制の法定化—が行われるべきである。「ブラック企業」対策の必要性が高まる中、労働者の健康・安全の確保のための労働時間制度の見直し議論が不可欠である。

過重労働による労災支給決定件数



出所:厚生労働省 2012年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」

特別条項付き36協定で定められた年間特別延長時間の割合



出所:厚生労働省 2013年度 労働時間等総合実態調査結果

特別条項付き36協定で定められた特別延長時間と実際の時間外労働時間の関係



出所:厚生労働省 2013年度 労働時間等総合実態調査結果

6 ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

働く女性が仕事と妊娠・出産を両立するために、産前産後休業や妊娠・出産を理由とした不利益取扱いの禁止など、労働基準法や男女雇用機会均等法、育児介護休業法によって権利が保障されている。しかし、連合の「マタニティ・ハラスメントに関する意識調査」(2013年5月)によれば、回答した女性の約半数がその事実を知らないことが明らかになった。

一方、子育て世代の男性は他の世代に比べて長時間労働である割合が高く、週60時間以上就業する雇用者の割合は全体で約9%であるのに対し、30代男性に限ると約18%と2倍にのぼる。「両立支援に係る諸問題に関する総合的調査研究」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング2008)によれば、育児休業制度や短時間勤務制度を利用したいと考える男性は3割にのぼるが、労働時間が長いために家事や育児への関わりは限定的なものとならざるを得ない。

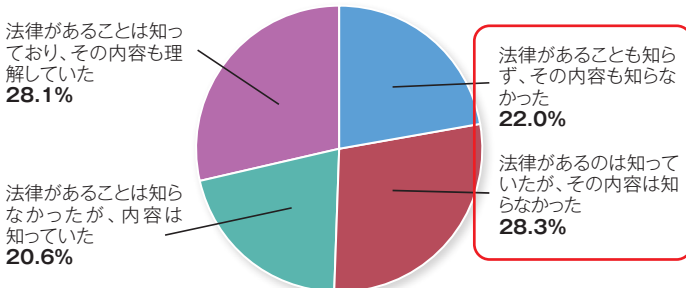
また、男女が安心して働き続けるためには、待機児童の解消は喫緊の課題である。待機児童数は、2013年4月1日時点、22,741人で、3年連続で減少したが、依然として多くの子どもの受入先が不足している。現在、2015年4月実施に向けて内閣府で審議されている子ども・子育て支援新制度を推進し、放課後児童クラブ(学童保育)や、多様な保育サービスなどを質・量ともに拡充する必要がある。

女性が活躍するためには、妊産婦が守られるべき権利について周知を徹底し、男女がともに仕事と家事・育児を両立できる両立支援策の拡充および社会環境の醸成が必要であるとともに、子ども・子育てを社会全体で支える総合的な支援体制が求められる。

マタニティ・ハラスメント(マタハラ)に関する意識調査

「働く女性」の妊娠・出産に関しては、様々な法律で権利を保護されていることをご存知でしたか?

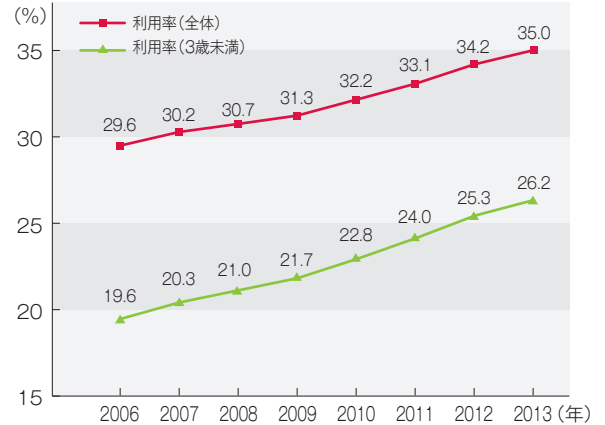
●参考:男女雇用機会均等法第9条



50.3%の女性が、「産休育休の権利は法律で守られている」という事実を「知らなかった」と回答

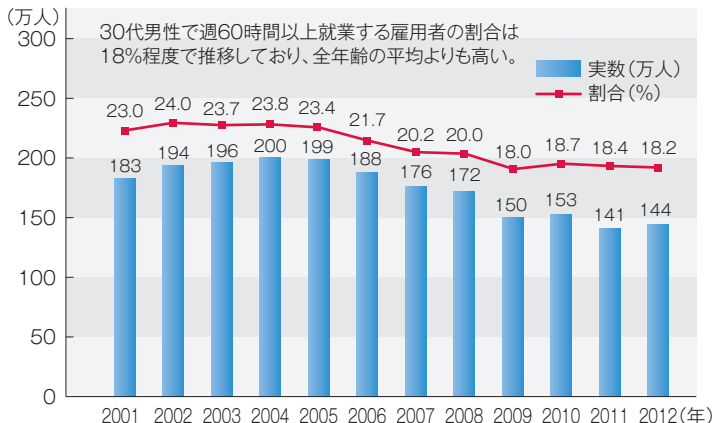
出所:連合「マタニティ・ハラスメントに関する意識調査」(2013.5)

保育所利用率の推移



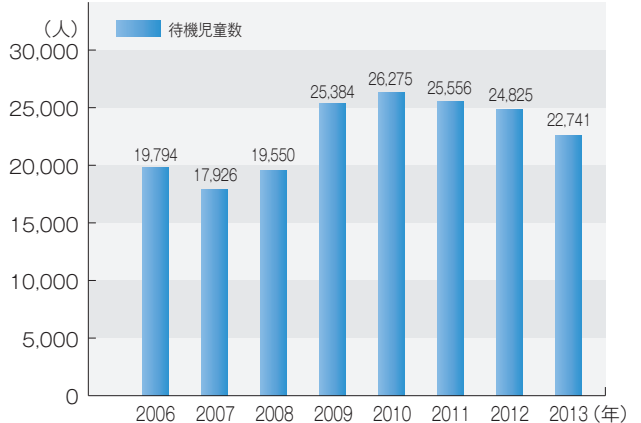
出所:厚生労働省

30代男性で週60時間以上就業する雇用者数及び割合の推移



(注)統計上の成約から、雇用者のみの数値が得られないため、雇用者だけでなく自営業主と家族従業員を含んだ就業数により作成。
出所:総務省「労働力調査」(2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く)

保育所待機児童数の推移



出所:厚生労働省

7 「地域包括ケアシステム」の実現と医療・福祉・介護労働者の人材確保、処遇改善

日本では、他の先進国が経験したことのない超高齢化が進んでいる。2025年には、団塊の世代が75歳以上となり、高齢化がピークとなる。高齢者の単独・夫婦のみ世帯が増加し、認知症を有する高齢者も増えているが、病気や介護が必要な状態になっても、個人としての自立とQOL（生活の質）の追求を可能にしていくためには、住み慣れた地域で必要な医療、介護、福祉サービスが切れ目なく提供され、地域で尊厳あるくらしが送れるよう、「地域包括ケアシステム」の全国的な整備が急がれる。

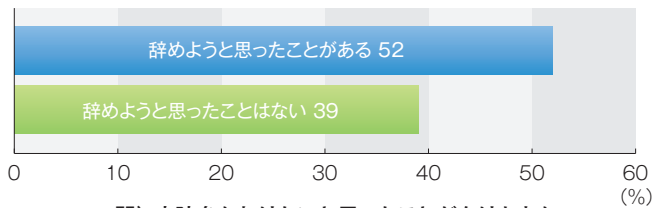
2025年に必要となる医療・介護人材について、厚生労働省「医療・介護に係る長期推計」（2011年5月）では医療、介護とも約100万人が不足するとされている。しかし、サービスの担い手については厳しい労働条件を背景に看護師等の医療人材や介護労働者、障がいや保育等の福祉分野の人材確保が困難となっており、社会保障制度の持続可能性を揺るが

しかねない深刻な課題となっている。連合は、連合総研との共同研究で「看護職員の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」を策定した。これらを活用しながら、看護職員の賃金・労働条件を改善し、ワーク・ライフ・バランスを確保しながら安心して働き続けられる職場づくりが求められる。

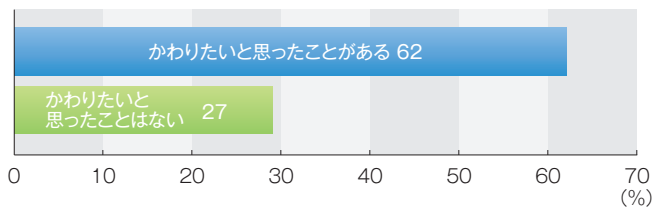
介護・福祉労働者については、依然として他業種に比べ賃金が低く、家計を支えるための十分な収入を維持することが難しい実態にある。離職を防止し、誇りをもって働き続けられるため、専門職としての社会的地位の向上やさらなる処遇の改善、キャリア形成を進めていき、人材確保・定着をはかることが急務である。

看護職を辞めようと思ったことがある人の割合

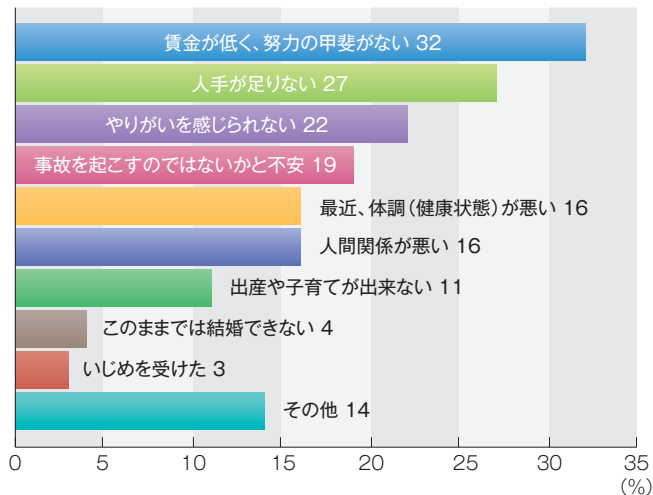
問) 看護職を辞めようと思ったことの有無



問) 病院をかわりたいと思ったことがありますか

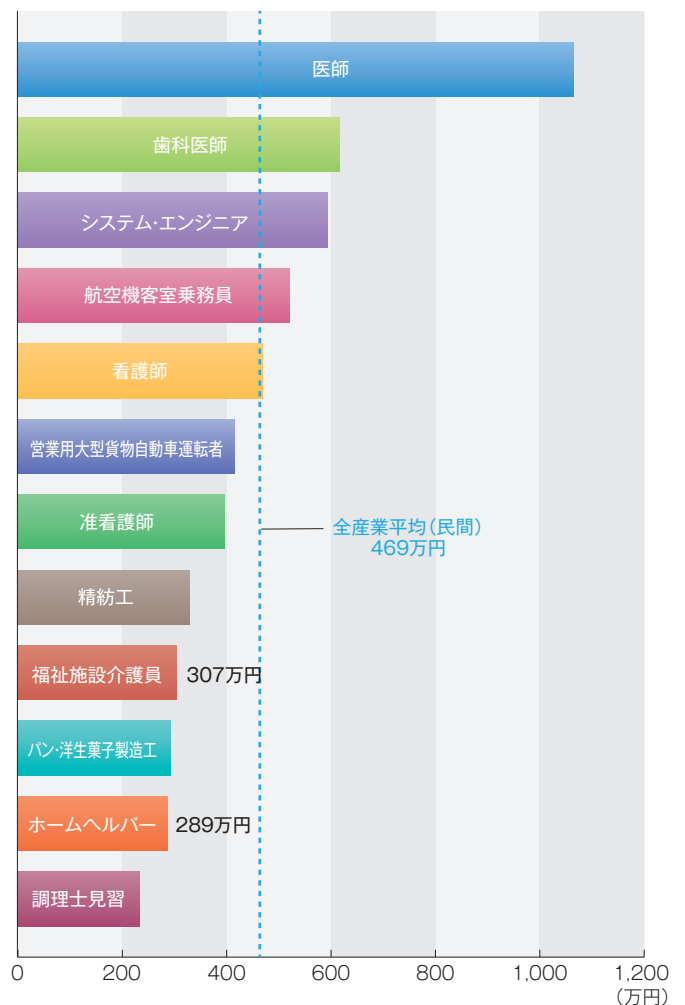


問) 看護職を辞めよう、病院をかわりたいと思った理由



出所：連合「看護職員の労働・生活実態調査」（2012.11-2013.1）

職業別の年収



出所：厚生労働省「2014年賃金構造基本統計調査」（企業規模10人以上）より連合作成

8 超高齢社会における医療保険制度の持続可能性の確保

急速な高齢化や医療の高度化などにより、国民医療費は毎年約1兆円規模で増加している。今後、団塊の世代は2015年に皆65歳に達し、2025年には75歳に到達するなど、ますます高齢者医療のニーズが増していく中、医療保険制度の持続可能性の確保が問われている。

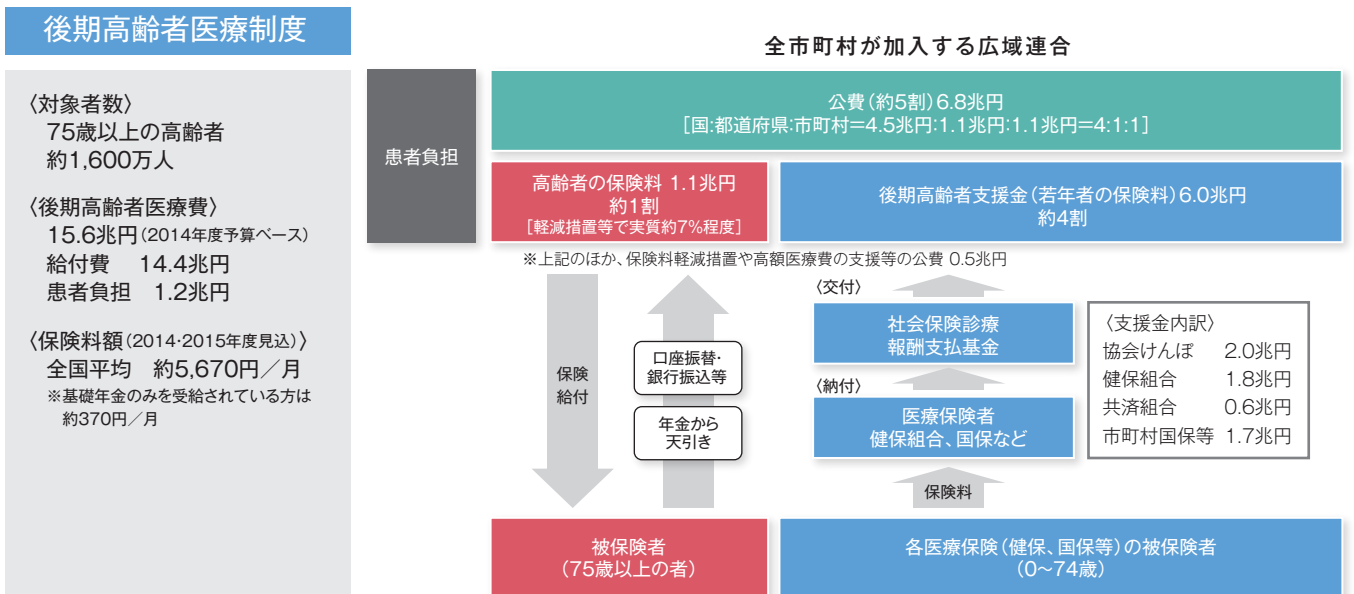
被用者医療保険においては、高齢者医療への支援金・納付金が財政の4割以上を占めており、保険者財政の硬直化により保険者機能の積極的な発揮が困難になってきている。こうした財政構造を放置したまま現行の高齢者医療制度の仕組みを維持することは問題であり、早急に抜本改革に着手すべきである。

国民健康保険においては、①加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い、②所得水準や保険料(税)収納率が低いなど財政基盤が脆弱である、③大都市など一部自治体で法定外繰入が行われている、④財政的安定性にリスクのある小規模

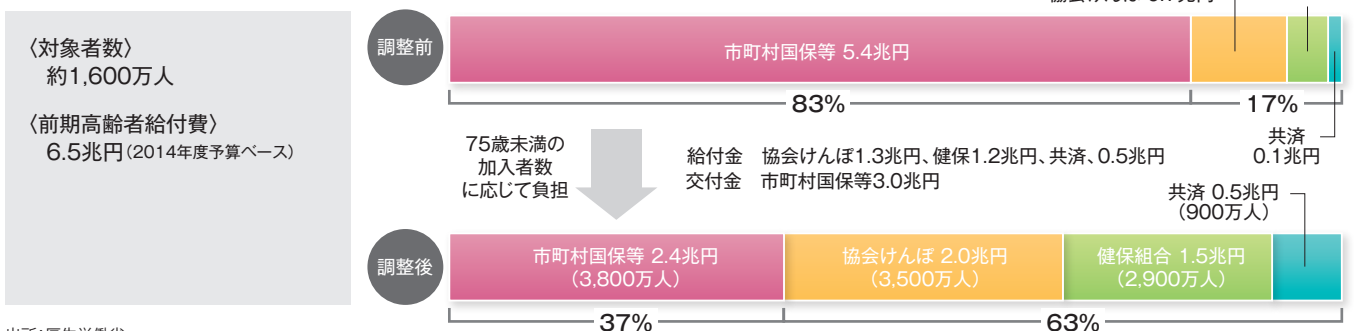
の保険者や市町村間の格差が存在する、などの課題を抱えている。このような中、政府では、国民健康保険の運営を都道府県が担うことを基本とするなどの国保改革が検討されているが、保険料賦課基準や収納率への影響、保健事業の実施など実務的課題が存在する。国民健康保険は国民皆保険の「最後の砦」であり、財政運営の安定化、財政リスクの分散化をはかるため都道府県単位に広域化すべきであるが、同時に、実務的課題や法定外繰入の問題を解消するため、運営のあり方の十分な検討と移行期間を確保すべきである。

連合は、誰もが安心して医療を受けられるよう、被用者保険と地域保険を両立しつつ国民皆保険を堅持し、保険者機能を十分に発揮できる持続可能な医療保険制度の確立を求めている。

現行の高齢者医療制度



前期高齢者に係る財政調整



9 公契約基本法・公契約条例の制定による公契約の適正化の推進

公契約は、国または地方自治体等が当事者となる委託などの契約であり、近年では医療事務、保育園など幅広い部門で民間委託が急増している。公契約は談合防止等のため、多くの場合競争入札で決定しているが、国や地方自治体の財政縮小により公契約の発注量は減少している。その結果、受注競争が激化し、低価格での入札案件が増え、労働者の雇用、賃金にしわ寄せがくるという悪循環が発生している。

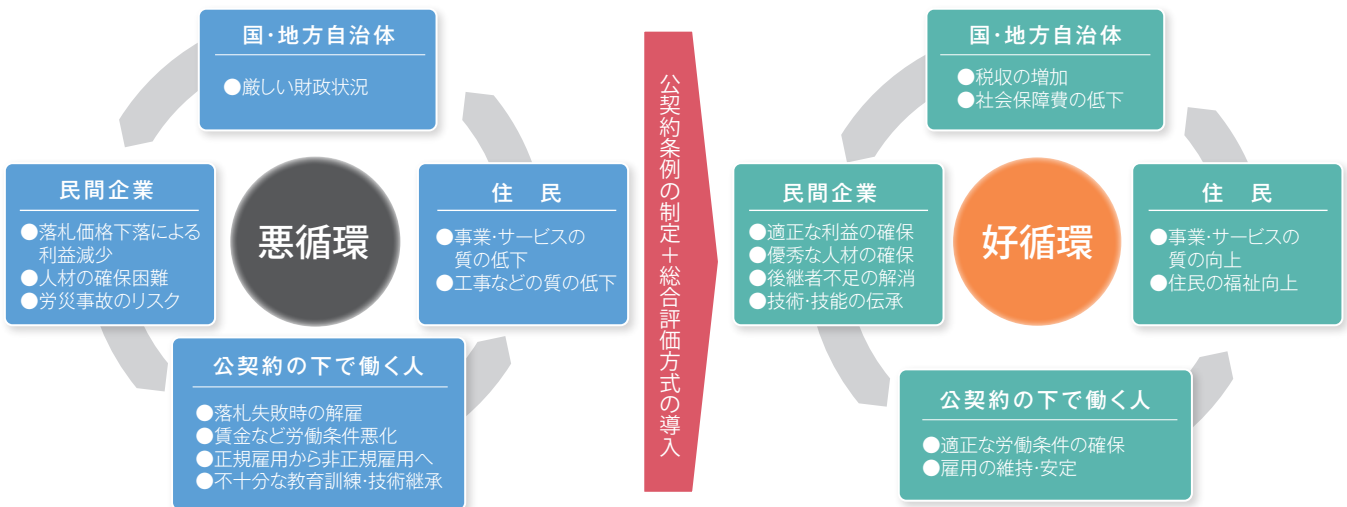
こうした悪循環を解消するため、地元企業の活用、障がい者雇用の取り組みなどを評価項目として入札を決める総合評価方式の導入が進んでいるが、市区町村ではまだ約1割に過ぎない。また、総合評価方式の導入のみでは、労働条件に配慮しない事業者でも他の項目で高得点を獲得すれば落札できる場合もあるため、受発注者の責任や適正な労働条件確保などを定める公契約条例の制定が必要である。また、公契約条例を広めるためには、国レベルにおいても公契約のもとで働く者

の公正労働条件や多様な人材の雇用促進など一定の責務を負わせる公契約基本法の制定が求められている。

適正な労働条件のもとで質の高い公共サービスを提供することは、地方自治の原則である住民の福祉向上に寄与し、また、公契約条例制定はダンピング受注を排除し、適正な事業を行っている企業を守ることに繋がり、自治体、企業、労働者、そして地域の住民それぞれがwinwinの関係にある。

日本経済の好循環を実現するためには地域の活性化が欠かせない。そのためには国レベルにおける公契約基本法制定、各地域での公契約条例制定が求められている。

公契約条例の制定がもたらす好循環サイクル



先行自治体の公契約条例の類型

	公契約条例の類型	該当する条例のある自治体	
		公権力的規制を含む※	うち、公権力的規制を含まない
①	広義の公契約を対象に総則的事項を定めるもの		山形県、秋田市、前橋市、江戸川区、長野県、高知市
②	狭義の公契約を対象に、雇用と労働条件に関する事項を定めるもの	野田市、渋谷区	多摩市、足立区、千代田区、相模原市、厚木市、三木市、直方市
③	上記2つの混合型		川崎市、国分寺市

※公権力的規制とは、労働基準法や最低賃金法等のように、国家の統治権に基づき規制対象者の同意を得ずに、公権力として規制を加えるもの
出所:連合作成

2015年度 連合の重点政策

(2014年7月～2015年6月)

はじめに

わが国は、多くの困難に直面している。世界経済は徐々に改善しつつあるものの、米国の債務問題や新興国の成長鈍化など様々なリスクが散在しており、日本経済を取り巻く不確実性は引き続き高い。国内では、東日本大震災からの復興・再生、景気回復の一方で進行する格差・貧困問題の拡大や不安定雇用の増大、将来的な制度維持に不安を抱える社会保障制度など、多くの国民が生活不安や将来への不安感を抱えている。

こうした課題を克服していくためには、非正規労働から正規労働への切り替え、就労支援策の拡充、最低賃金の引き上げなどによる国民生活の底上げや、社会保険の適用拡大など重層的な社会的セーフティネットの整備および社会保障と税の一体改革を通じた所得再分配機能の強化が求められる。

2013年7月の参議院選挙の結果、自民党が衆参両院で1強

体制を固めたことにより、政治の枠組みは、大きく変わった。こうした政治状況に対して、連合が求める政策を実現していくためには、政策を絞り込むとともに、組織の総力をあげて、あらゆる手段を用いて取り組んでいく必要がある。さらに、2015年に実施予定の第18回統一地方選挙に向けて、地域での政治基盤強化を視野に入れつつ、地域における連合の政策実現の取り組みを強化していくことが重要である。

連合は、真に暮らしと雇用の安定・向上につながる政策の実行を求め、政府・政党への要請行動を展開している。「STOP THE 格差社会! 暮らしの底上げ実現」を合言葉に、国民が将来にわたって希望と安心が持てる「働くことを軸とする安心社会」をめざし、今解決すべき重要課題を直視し、その実現をはかるべく取り組んでいく。

「2015年度 連合の重点政策」の位置づけ

「2015年度 連合の重点政策」は、2014年6月頃に政府がまとめる予定の「経済財政運営と改革の基本方針(通称・骨太の方針)」ならびに予算の概算要求基準に対置するものとして位置付ける。

策定にあたっては、第13回定期大会で確認した「2014～2015年度運動方針」の「各論」および「2014～2015年度政策・制度 要求と提言」で掲げた政策課題のうち、2014年7月から2015年6月の1年間で「実現を目指す重要度の高いもの」、あ

るいは「早期の実現は難しいが重要度合いが非常に高く、重点的に取り組みを進める必要があるもの」を抽出する。

さらに、運動にメリハリをつけるとともに、組合員が理解しやすい政策・制度実現の運動を行うことを目的に、以下の工夫を行う。

- 労働者をはじめ幅広い国民各層のニーズを踏まえ、政策の優先順位付け・より一層の「絞り込み」に努める。
- 重点政策からさらに絞り込んだ「最重点政策」を抽出する(10項目程度)。

1. 情勢認識と課題

◆東日本大震災からの本格的な復興・再生

東日本大震災の発生から3年が経過し、生活基盤の再生とともに、本格的な復興に向けた復興計画等に基づく取り組みを着実に実施していく段階に入っている。仮設住宅から恒久住宅への移転の加速、津波被害地域等の本格的な復興、被災地での産業振興と新たな雇用の創出、雇用のミスマッチの解消、安心して学べる教育環境の整備などを通じて被災地域と被災者の生活の安定・安心の確保を図り、早期の復興・再生の実現に向けた取り組みを強化していく必要がある。

また、福島第一原子力発電所事故からの復興につい

て、放射性物質の除染などを早期に進めるとともに、被災者の仕事や暮らしなどの状況の変化に応じたきめ細やかかつ、迅速な対応を行う必要がある。

◆デフレ脱却・経済の好循環の実現

世界経済全体としては緩やかな回復傾向にあるが、IMFの2014年の経済見通しが下方修正される等、弱めの推移が続いている。中国や新興国における成長の鈍化や米欧の抱える問題による景気下押しリスクもあり、日本経済を取り巻く環境には引き続き注視が必要である。

日本経済は、金融緩和による円安・株高や公共投資の拡大などにより、景気は回復局面にあるものの、多くの生活者が実感できるものとはなっていない。物価上昇により家計への影響も出始めている一方で、賃金の回復には至っておらず、デフレ脱却・景気回復に向けては道半ばである。

デフレから着実に脱却し、経済の好循環を実現するためには、経済成長と所得向上を同時に推し進めるとともに、税や社会保障による所得再分配機能の強化などを通じて、すべての働く者の底上げ・底支えと格差是正をはかる必要がある。

◆長時間労働、「ブラック企業」の拡大と労働者保護ルールの改悪への対応の強化

一般労働者（フルタイム労働者）の年間総実労働時間は、リーマンショックで一時短縮したものの再び増加しており、2012年には2,032時間に達し、長時間労働の改善は進んでいない。そのような中、近年、長時間労働に起因する過労死や精神障害等に関する労災補償請求件数・支払決定件数が高水準で推移している。

また、厚生労働省が若者の「使い捨て」が疑われる企業等（いわゆるブラック企業）に対し「過重労働重点監督」を集中的に実施し、重点監督の対象5,111事業場の8割以上の職場で、違法な時間外労働や賃金不払い残業などの法令違反が発覚。ハローワークの求人情報と実際の労働条件が異なっていたというトラブルに関する相談も多く寄せられている。このように、デフレが長期化する中でワークルールを無視した雇用の実態が明らかとなっている。

雇用者に占める非正規労働者の比率は過去最高の38.2%（2012年）に達している。正社員と同じ業務に従事する非正規労働者が拡大する一方で、均等・均衡処遇は進んでいない。更に、女性雇用者数は2,425万人（2012年）で年々増加しており、その57.5%が非正規で働いている。また、第1子出産前後の女性就業率も38.0%と低くM字カーブの解消も進んでいない。

このように労働者の就労環境が悪化している中、政府は解雇規制の緩和やホワイトカラー・イグゼンプションの導入、派遣労働の期間制限の大幅緩和、有期契約労働者の無期転換ルールの一部見直しなど、労働者保護ルールの改悪を次々進めようとしている。労働者の健康・安全を確保するための労働時間制度を確立するとともに、最低賃金の引き上げ、雇用のマッチング機能強化、女性の就業継続支援やポジティブアクションの実施をはじめ若者や女性、高齢者、障がい者それぞれの課題に対応した働きやすい環境の整備や雇用対策の強化などを進めていくことが必要である。

◆持続可能な社会保障制度改革の実現

2025年には、65歳以上人口の割合は30.5%、75歳以上人口は18%に達する一方で、労働力人口は、2012年と比較して850万人減少することが見込まれている。医療・介護・年金などのニーズが増大する一方で、子育て支援策の強化が求められている。

就業構造も大きく変化しており、低賃金・不安定な雇用に加え、厚生年金などの社会保険の適用とされない労働者が増加している現状にある。

社会的孤立が社会問題化し、生活困窮者支援の必要性が高まっている。また、地域包括ケアシステムの構築や医療・福祉・介護労働者の人材確保、医療保険制度の持続可能性の確保、子育て支援など、社会全体で支える仕組みの構築が急務となっている。

このようなことから、全世代支援型の社会保障改革を着実に進める必要がある。民主党政権下で進められた社会保障と税の一体改革は、子ども・子育て支援法などの関連法が成立したが、自民政権下では、介護保険の給付抑制やディーセントワーク実現の理念が失われるなど、変容しつつあり、対策が必要となっている。

また、社会保障改革を支える財源として、消費税の引き上げが予定されているが急増する社会保障の財源確保に向けては十分ではなく、一体改革後の更なる改革に向けた検討が求められる。

◆「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けた運動の展開

景気回復が進む一方で、わが国が抱える多くの課題は残存しており、国民の生活不安は払拭されるどころか、むしろ増大している。国民が希望と安心の持てる社会を構築していくためにも、2008年の世界同時金融危機から得た教訓を今一度胸に刻み、社会的公正や安心・安全が基盤となる社会を構築していかなければならない。そのためにも、環境に配慮した持続的成長の下、貧困や格差の拡大を助長しかねない政策に歯止めをかけ、真に国民の暮らしと雇用の安定・向上につながる政策を果敢に実行していく必要がある。

2. 重点政策 (★は、最重点政策で取り上げた項目)

東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

(1) 地域全体の復興と雇用創出を視野に入れた復興計画の実現、地域経済を担う中小企業への支援

- a) 被災地の早期再生のため、国内立地補助金や復興特区などの政策手段を総動員するとともに新たな成長の芽を育て雇用の創出をはかり地域産業の復興を進める。★
- b) 復興局は、地域復興支援を行うとともに、復興・再生に必要な地域の行政機能を回復させるため、必要な人材を確保し、住民のニーズに対応する。
- c) 福島第一原子力発電所事故からの復興・再生に向けて、原発事故に伴う廃炉や環境復元など、I A E A (国際原子力機関)と連携し、事故の収束と放射性物質の除染を早期かつ着実に進める。

(2) 被災地域の雇用のミスマッチ解消につながる職業訓練の充実と雇用の確保、復興事業における労働安全衛生対策の強化

- a) 復興事業において必要とされる資格・技術を習得するための公共職業訓練・求職者支援訓練の周知を徹底するとともに、医療や介護など、地域の雇用創出の核となる事業に関連した訓練メニューを強化する。
- b) 重点分野雇用創造事業(震災等緊急雇用対応事業、雇用復興推進事業)については、被災地における雇用創出の状況などを踏まえ、必要に応じて事業期間を延長する。
- c) 復興事業における高所からの墜落防止、重機災害の防止等の労働安全衛生管理や、未熟練労働者に対する労働安全衛生教育を徹底するとともに、復興事業に従事する労働者へのメンタルヘルス対策を充実させる。

(3) 防災性・環境性能が高く、社会保障サービスの提供体制が確保された「ひとが中心のまちづくり」の実現

- a) 電気・ガス・上下水道・情報通信などのライフラインの基幹設備や管路および主要幹線道路や橋梁を耐震化するとともに、誰にでも確実に防災情報が届く「防災情報伝達システム」を整備し、高い防災性を備えたまちづくりを推進する。
- b) 熱利用を含めたエネルギーの地産地消などによる、環境負荷の小さいまちづくりを長期的な視野に立って推進する。
- c) 被災者の居住の安定を確保するため、応急仮設住宅での居住期間が長期化している被災者の居住環境や

課題を把握し改善をはかるとともに、災害公営住宅への入居を進める。★

- d) 仮設住宅において、独居の高齢者の増加や自治会機能の低下によって、地域のつながりが希薄になることの問題や孤独死に対する懸念も高まっていることから、「見守り活動」への支援を強化する。★
- e) 医療・福祉・介護など社会保障サービス分野における人材確保と、医療機関、施設等の再建支援により提供体制を整備し、必要なサービスへの円滑なアクセスを可能とすることで、「日常生活」を取り戻す。

(4) 放射性物質への適切な対応

- a) 放射性物質による大気・土壌・海洋の汚染の実態を中期的に観察し、状況に応じた回復のための必要な措置を講じる。★
- b) 地方自治体の協力を得つつ、放射性物質により汚染された廃棄物や表土などの処理を適切かつ迅速に行う。★
- c) 避難指示区域等からの避難者数は10万人を超えており、避難の長期化を余儀なくされている。環境モニタリングを継続的に実施しつつ、避難指示解除や帰還に関する支援策を強化するとともに、避難者の希望を十分勘案した「帰還」または「移住」などの対策をきめ細かに推進する。

(5) 農林水産業の復興・再生と放射性物質からの食の安全・安心の確保

- a) 農地の復旧・整備に向けた「農業・農村の復興マスタープラン」が着実に実行されるよう進捗状況を監視し、農林漁業者に対する事業再生支援策を着実に推進する。
- b) 放射性物質の影響が懸念される地域で生産・出荷された食品に関し、正確でわかりやすい情報発信などを行うことにより、食の安心・安全に対する消費者の信頼を確保する。また、国内外における風評被害の防止策を推進し、消費拡大に向けた取り組みを行う。
- c) 帰還が困難な地域や、居住制限されている地域における野生獣の被害について、被害の実態を把握するとともに、捕獲に必要な措置を講じる。

(6) 消費者保護の強化

- a) 市役所職員や実在の団体を装った義援金名目や、電気・ガス設備の点検・修理名目で現金を求める詐欺事件、被災地にいる身内を装ったオレオレ詐欺などに対し、国民生活センターや消費生活センターと連携をはかり消費者に対して注意喚起を行うとともに、消費者被害の防止に向けた取り組みを行う。

(7) 安心して学び、遊ぶことができる教育環境の整備

- a) 阪神・淡路大震災では、3年後に情緒不安定や体調不良を訴える子どもの数がピークを迎えたこともあり、子どもが安心して相談しやすいよう、養護教諭やスクールカウンセラーの配置を拡充する。★
- b) 福島県において、運動不足に伴う子どもの肥満傾向や体力低下が明らかになっていることから、子どもたちが安心して遊べる屋内施設の整備を進める。
- c) 被災による教育の格差が子どもの将来の進路選択に影響しないよう、教育費に関する公的支援を拡充する。

「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて

(1) 持続可能で健全な経済の発展

①日本再生・分厚い中間層の復活に繋げる経済・産業政策と雇用政策の一体的推進

- a) 日本経済を持続的・安定的な成長軌道に復帰させ、その成果を国民生活や地域経済に還元させていくという好循環につなげていくため、財政規律に配慮しつつ、経済成長や雇用創出効果の高い分野に予算・税制措置、規制の見直しなどの施策を集中し、産業政策と雇用政策を一体的に推進する。
- b) わが国の経済成長と雇用創出、アジア太平洋地域における公正で持続可能な発展につながるよう経済連携(F T A / E P A など)を推進する。環太平洋連携協定(T P P)の交渉にあたっては、懸念される課題について適切に対応するとともに、国民への適切な情報開示、国民的合意形成に向けた丁寧な対応を行う。最終的な参加の是非については、国民合意のもとで判断する。
- c) 地域経済循環創造事業交付金を活用することにより地域雇用の創出や新事業の展開などを促し、地域経済の活性化をはかるとともに、地域ラウンドテーブルに労働組合が参画することで、「産官学金労」の枠組みを形成する。
- d) 企業におけるイノベーションによる新たな価値の創出を推進するため、設備投資や研究開発の実施を支援するとともに、中長期的なキャリア形成支援やワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備を行う。また、非正規雇用労働者に対し正規雇用労働者へ転換させるための多様な支援を行う。
- e) 中小企業・小規模事業者の事業革新や新陳代謝に必要な設備投資支援を拡充し生産性向上を図るとともに、産業界と教育機関等が連携し中核的人材育成や技能・技術の伝承の充実、支援を行う。また、地方の中小企業支援センターの拡充を通じワンストップサービス実現の体制を整える。
- f) 企業間における公正かつ適正な取引関係確立のため、下請法をはじめとする法令の遵守・徹底を図るとと

もに、消費税の円滑かつ適正な転嫁確保のために転嫁を阻害する行為の是正措置等を着実に実施する。

②安全・安心で安定的な資源・エネルギー供給の実現

- a) 再生可能エネルギーの積極推進、化石エネルギーの高度利用、分散型エネルギーシステムの開発・普及やスマートグリッドの活用、省エネ技術・製品の普及、エネルギー節約型のライフスタイル・ワークスタイルの普及などに対する政策的な支援を行う。
- b) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度について、制度の運用状況を注視するとともに、最大限の政策効果と全体最適が確保されるよう柔軟かつ機動的な見直しを行う。
- c) 資源・エネルギーの長期安定確保・供給の実現に向けて資源供給国との関係強化をはかるとともに、将来にわたって資源を確保していくため、近海を含めて、開発可能な国内資源の調査・開発を進める。
- d) 原子力発電所の再稼働については、安全性の強化・確認を国の責任において行うことと、周辺自治体を含めた地元住民の合意と国民の理解を得ることを前提とし、原子力規制委員会において策定された新規規制基準について、厳格に適用する。

③「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

- a) 政府税制調査会で議論が進められている社会保障・税の共通番号(マイナンバー)制度については、法の施行に向けて、個人情報への厳格な保護をはじめ、制度に対する国民の懸念を払拭する措置を講じる。また、納税者の権利・義務を明示した納税者権利憲章を制定し、国民と行政の意識改革をはかる。
- b) 所得税や相続税の累進性の強化、総合課税化をめざしつつ金融所得課税の強化など、税による所得再分配機能を高める。人的控除は、所得控除から税額控除に変えることを基本とする。特定支出控除について対象項目を追加・拡大する。また、勤労税額控除の制度化を進める。★
- c) 消費税率の引き上げに際しては、消費税転嫁対策特別措置法などに基づき公正な価格転嫁対策を強化する。低所得者対策として、単一税率の維持を前提に給付付き税額控除を導入する。また、インボイス方式の導入や簡易課税制度・法人の免税点の廃止などにより、消費税制度の透明性向上に向けた検討を進める。★
- d) 法人税の租税特別措置等について、適用状況や政策効果等を検証し、有効でないものは廃止するなど不断の見直しをはかる。また、企業の社会的責任に見合った税・社会保険料負担となるよう、原則すべての雇用者に社会保険を完全適用すること、原則すべての企業に法人事業税の外形標準課税を適用することなどの改革を行う。★

- e) 自動車関係諸税について、自動車取得税を廃止するとともに、抜本的な軽減・簡素化に向けて更なる検討を進める。また、個別間接税の課税根拠を整理するとともに、二重課税については是正をはかる。★
- f) 税制改革全般について、地方財政への影響に配慮し、必要な税財源を確保する。地域による偏りが少なく安定的で、地方分権にふさわしい地方税・財政をめざして抜本改革を行う。★

(2) 雇用の安定と公正労働条件の確保

① 安心して働き続けられるための労働者保護ルールの堅持・強化

- a) 整理解雇4要件の見直しや解雇の金銭解決制度の導入など、解雇規制の緩和は行わない。あわせて、就業規則により労働条件を変更する場合における合理性要件の見直しなど、労働条件不利益変更規制の緩和は行わない。★
- b) 「限定正社員」の導入に際しては、ア)「正社員」からの処遇やキャリアの低下、イ)雇用保障や処遇における正社員との新たな格差の発生・固定化、ウ)「正社員転換」の阻害、エ)整理解雇4要件のなし崩し的緩和につながるものとはさせない。★
- c) ホワイトカラー・イグゼンプションの導入や裁量労働制の緩和など、長時間労働を誘発するおそれのある労働時間規制の緩和は行わない。★
- d) 有期労働契約の濫用的な利用を抑止するとともに有期契約労働者の雇用安定を目的とした労働契約法の「無期転換ルール」のなし崩し的な緩和は認めない。
- e) 雇用・労働政策に関する立案・決定には、労働政策審議会を尊重するとともに、雇用労働の当事者である労使の代表者を関与させる。
- f) 労働基準監督官を増員し、法違反に適正・厳格に対応するとともに、不払い残業に関する厚生労働省通達等の周知徹底と相談窓口の充実などをはかる。

② 派遣労働者の雇用安定や処遇改善の強化

- a) 「派遣労働は臨時的・一時的な働き方」と位置づけ業務区分による派遣期間制限を堅守し、「常用代替の防止」の実効性を確保するとともに、均等待遇原則の導入により処遇改善を実現して、労働者保護を強化した労働者派遣制度への見直しを行う。★

③ 改正労働安全衛生法の実効性の確保

- a) 職場におけるメンタルヘルス対策については、労働者のプライバシー保護や不利益取り扱いの禁止を厳格に適用するとともに、中小事業場における運用を徹底する。
- b) 受動喫煙防止対策助成金の拡充など、受動喫煙防止対策が遅れている中小事業者を中心に必要な支援措置を講じる。

④ 労働者の健康・安全の確保のための労働時間制度の見直し

- a) 改正労働基準法第37条による月60時間超の割増率引き上げについて、中小企業の適用猶予措置は早期に廃止する。★
- b) 24時間につき原則として連続11時間の休息時間を保障する「休息時間(勤務間インターバル)規制」を導入する。★
- c) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準(平成10年労働省告示第154号)」を法律へと格上げするとともに、特別条項付き36協定を適用する場合における上限時間規制を法定化する。また、現在その適用が除外されている事業または業務についても同法の条文に規定する。★

⑤ 雇用の安定に資する雇用保険制度の充実と職業能力開発の強化

- a) 改正雇用保険法により教育訓練給付の内容(給付率・上限額など)が引き上げられる専門的・実践的な教育訓練については、特に非正規労働者の失業予防や早期再就職につながる教育訓練を指定する。

⑥ 若年者、高齢者、障がい者の雇用対策の強化

- a) すべての若年者に対して働きがいのある良質な雇用の場を創出するため、学校とハローワークの連携による就職支援機能を強化するとともに、ハローワーク、ジョブカフェ、地域若者サポートステーションなどの就職支援体制を維持しつつ、さらなる質・量の向上をはかる。
- b) キャリア教育・職業教育・労働(法)教育の推進や、地元企業や学校とのタイアップをはかるなど、産学連携教育・共同事業を強化することで、教育の場から労働の場への円滑な接続を行う。
- c) 高年齢者雇用安定法の趣旨に則り、65歳までの安定した雇用が確保されるよう、継続雇用後の有期労働契約の非更新事由は限定されることなどを指針に明記する。
- d) 改正障害者雇用促進法の円滑な施行に向けた指針において、差別禁止や合理的配慮の具体的内容を明示するとともに、合理的配慮が免責される「過重な負担」の判断基準については、企業の恣意的な判断に左右されないものとする。

⑦ 適正な水準への最低賃金の早期引き上げと監督行政の強化

- a) 地域における労働者の生計費及び賃金水準を十分考慮しつつ、賃金の底支え機能を果たし、セーフティネットとしての実効性が高い水準の確保をはかるための環境を整える。

- b) 監督体制の抜本的強化をはかり、違法事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高める。

⑧パートタイム労働者の処遇改善

- a) パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)の改正により、短時間労働者の処遇改善をはかるとともに、法を周知・啓発し実効性を高める。

⑨雇用における男女平等の推進

- a) 男女雇用機会均等法について改正された省令・指針などの周知・徹底および実効性の確保のため、都道府県労働局・雇用均等室の人員を増員し、新たに設けられたジェンダーハラスメント(性別役割分担意識に基づく言動)なども含めた相談・紛争解決援助に対応できる体制を整える。
- b) 国が作成した「男女間の賃金格差解消のためのガイドライン」や「ポジティブ・アクションを推進するための業種別『見える化』支援ツール」を積極的に周知・啓発し、男女間賃金格差の解消を促進する。

⑩男女平等参画社会の実現と女性の活躍促進

- a) 第3次男女共同参画基本計画を着実に実行し、「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%にする」の目標達成に向けて、ポジティブ・アクションを促進する。
- b) 「日本再興戦略」において女性の活躍促進が主要課題となったことを踏まえ、行政・雇用分野における女性の採用・登用の拡大を推進する。

⑪ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

- a) 「ワーク・ライフ・バランス憲章」行動指針の検証を踏まえ、2020年目標達成のための具体的施策を着実に実施する。
- b) 妊産婦に関わるさまざまな母性保護制度や関係法の周知を徹底するとともに、男女の仕事と生活の両立支援策の拡充、保育所や放課後児童クラブの待機児童対策を確実に実施する。★
- c) 次世代育成支援対策推進法の改正により、男女労働者の働き方の見直しや男性の育児参加を促進し、仕事と妊娠・出産・育児の両立を実現する。
- d) 働きながら介護を行う労働者が、仕事と介護の両立を図ることができるよう諸制度を拡充するとともに、介護休業制度の周知を徹底し普及を促進する。

⑫外国人労働者の雇用改善と外国人技能実習制度の見直し

- a) 外国人労働者の人権を尊重し、労働者保護を確保する。
- b) 外国人労働者の受入れは、専門的知識・技術・技能

を必要とする職種に限定し、在留資格・就労資格の緩和は行わない。

- c) 外国人技能実習制度については、「国際貢献」という制度本来の趣旨を十分踏まえ、入管法違反や労基法違反の運営が行われないよう厳格な運用を行うとともに、介護など専ら日本の労働力不足を理由として安易な対象分野の拡大や期間延長は行わない。

(3) 「全世代支援型」社会保障制度のさらなる推進

①社会保険の適用拡大、社会的セーフティネットの充実

- a) 社会保障制度改革プログラム法で明記されている、短時間労働者に対する厚生年金・被用者健康保険の更なる適用範囲の拡大に向けて早期に検討を行う。
- b) 生活困窮者自立支援制度の施行に向けて、制度の周知をはかるとともに、地域の実態に見合った包括的・個別的支援体制を全国的に構築する。中間的就労が貧困ビジネスの温床とならないよう、情報公開の徹底や事業者の要件の厳格化など、支援の質の確保をはかりつつ、全国で取り組みを共有できる仕組みを確立する。
- c) 生活保護制度の申請権を保障するとともに、生活扶助費などの引き下げについては、低所得者の生存権を確保する観点から慎重に検討する。
- d) 就学援助制度などは生活保護水準と直接連動し、住民税の非課税限度額は生活保護基準を勘案して定められているなど、社会保障サービスの低所得者対策にも影響することから、生活保護基準が引き下げられた場合、諸制度の適用基準の引き下げとならないよう対処する。

②公的年金制度の信頼性の向上と厚生年金基金の解散・移行促進および企業年金制度等の充実

- a) 年金積立金管理運用独立行政法人(G P I F)において、保険料拠出者の意思が確実に反映されるガバナンス体制を構築する。
- b) 年金積立金の運用については、財政検証の結果を踏まえるとともに、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持する。
- c) 国民年金保険料の収納対策および厚生年金の適用対策の実効性を高めるため、日本年金機構の体制強化や、同機構と市町村をはじめとする関係行政機関との連携強化をはかる。
- d) 厚生年金基金改革法の着実な実施とともに、厚生年金基金の確定給付企業年金等への移行を促進する。また、そのための既存制度の見直しや制度新設により企業年金制度等の普及・充実をはかる。

③「地域包括ケアシステム」の実現と医療・福祉・介護労働者の人材確保、処遇改善

- a) 病床の機能分化に向けた医療機能報告制度を着実に実施する。また、報告制度に基づく「地域医療ビジョン」の策定に向けて、都道府県の機能強化と保険者の意見が反映される仕組みを構築する。★
- b) 「勤務環境改善マネジメントシステム」の実効性を確保し、医療現場の労働条件および勤務環境の改善をはかり、必要な医療人材を確保する。看護師の養成・定着・復職支援策を強化し、増大する看護需要に対応できる人材を確保する。★
- c) 住み慣れた場所で必要な医療、福祉・介護サービスが提供され、地域で尊厳ある暮らしが送れるよう「地域包括ケアシステム」を普及・定着を進めるとともに、地域包括支援センターについて専門機関としての機能を強化する。★
- d) 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターなどの運営財源確保のため、地方財政措置の強化を進める。★
- e) 介護労働者の専門職としての地位の向上や人材確保、処遇改善をさらに進める観点から、2015年度介護報酬改定で介護職員処遇改善加算を継続する。★

④超高齢社会における医療保険制度の持続可能性の確保

- a) 公的医療保険制度の持続可能性を確保するとともに、保険者機能を十分に発揮できる制度設計とする。★
- b) 協会けんぽへの国庫補助を引き上げるとともに、高齢者医療制度を含む医療保険財政にかかわる構造的問題を解消する抜本改革に着手する。★
- c) 国民健康保険の保険者を都道府県に移行するにあたっては、制度の安定的な運営のため、保険者機能の発揮、保健事業や徴収・給付業務の円滑な遂行を可能とする体制を構築する。★
- d) 後期高齢者医療支援金を全面総報酬割とした場合に生じる財源を国民健康保険への財政支援の原資とすることは問題であり、行わない。国民健康保険のあり方については、被用者保険者も含めた国民的な議論の中で改革を進める。★
- e) 患者と医師の合意による「選択療養制度」(仮称)は、混合診療を全面解禁するものであり、かつ有効性・安全性が不十分な医療行為が広がる可能性があり、導入しない。

⑤子ども・子育て支援新制度の着実な実施

- a) 子ども・子育てを社会全体で支える理念の実現に向けて、新制度の着実な実施を行う。そのため、消費税率の引上げによる財源(0.7兆円)を含めて1兆円超程度の財源を確実に確保する。
- b) 保育・幼児教育等の質の確保のため、職員配置や面

積などの最低基準の改善や保育士・幼稚園教諭等の処遇改善に資する公定価格を設定するとともに、利用者負担の軽減をはかる。

- c) 地方版「子ども・子育て会議」に労働者代表を参画させるとともに、市町村等が策定する事業計画において、すべての子どもに良質な育成環境を保障することや、待機児童の解消、放課後児童クラブの充実、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善策を明示する。
- d) 社会的養護が必要な子どもを家庭的な環境で養育・保護することができるよう、里親制度の推進、小規模グループ化の推進と措置基準の改善を進める。

⑥障がいに基づくあらゆる差別の撤廃

- a) 障がいに基づく差別の禁止を定めた国連障害者権利条約の理念を定着させるとともに、障害者差別解消法の施行に向けて策定される国の基本方針について、合理的配慮の内容の明確化、相談機能の充実、実効性ある紛争解決の体制整備を盛り込む。

(4) 社会インフラの整備・促進

①安心・安全な社会とまちづくりの推進

- a) 「国土強靱化基本法」に基づき、地震や津波などの防災対策、インフラの老朽化対策が実施されることから、防災・生活・安全・交通・観光に関連した社会資本を、労働環境や自然環境に与える影響に配慮し、人口減少および高齢社会に対応する観点から優先順位をつけた上で効率的に推進する。
- b) 耐震性や省エネ性能を高めるリフォーム工事に、国が最大200万円を補助する制度が新設されたように、省エネ・耐震・ユニバーサルデザイン等に適応した住宅や設備に対する税制優遇や費用補助を拡充する。
- c) 「交通政策基本法」に基づき策定される「交通政策基本計画」には、高齢者や障がい者はもとより、すべての国民が利用しやすい交通手段の確保、徒歩、自転車、自動車、鉄道、船、航空機等の交通手段の最適な組み合わせ(ベストミックス)の再構築、物資の円滑な流通などが進むよう、交通・運輸産業に従事する労働者代表や利用者、地域住民の意見を反映する。

(5) 暮らしの安心・安全の構築

①国内外における環境保全と地球温暖化対策の推進

- a) 「公正な移行」を確保したうえで「環境保護」と「経済発展」を両立させ、自然と共生できる「グリーン経済」への転換をはかる。
- b) 2020年からスタートする「全ての締約国が参加する公平で実効性のある温暖化対策の新たな法的枠組み」が後退しないよう温暖化対策の国際交渉に積極的に関与し、リーダーシップを発揮するとともに、交

渉の経過について国民に分かりやすく説明する。

- c) 森林吸収源対策の拡充、省エネ(減エネ)の促進や環境・エネルギー技術の深化・革新とその利活用により、国内における温室効果ガスの削減を推進する。
- d) 二国間クレジット制度などにより、海外における温室効果ガスの削減を積極的に推進する。
- e) 水循環基本法に基づく「水循環基本計画」に国民の声が反映されるよう、労働者代表や利用者をはじめとするステークホルダーが参画した検討の場の設置を求める。

②食料自給率の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成

- a) 食料安全保障の根幹となる食料自給力の向上をめざし、国産食品の消費拡大、輸出拡大ならびに食料廃棄の削減を推進する。また、表示制度の一元的な見直しを含め、生産地から食卓にわたる食品の安全・安心の確保・品質管理を徹底する。
- b) 農林水産業・地域の活性化プランに掲げる農地中間管理機構の制度化や経営所得安定対策について、現場に混乱を来すことがないように監視するとともに、国・地方の役割体制を整備する。
- c) 農林水産業の担い手の確保・育成、従事者に対する経営所得の確保などを通じ、安定した生産活動の維持・発展、競争力強化に資する経営基盤の体質強化をはかる。
- d) 女性や若者を含めた多様な人材を活用し、農山漁村の地域資源を活かした6次産業化を推進し、農林水産業の成長産業化および地域の活性化をはかる。

③消費者の視点に立った消費者政策の推進

- a) 消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者教育に関わる担当者を都道府県に置き、消費者行政の組織体制の充実ならびに機能強化に向けた監視体制を推進する。特に地方自治体等に設置されている消費生活センターの自立かつ持続的な運営に向けた財政基盤の強化をはかり、相談員の雇用形態・処遇の改善、能力開発の充実を推進する。
- b) 安全・安心な消費行動の確保に向け、生命・身体の安全の確保、公正な取引環境の整備、食品をはじめとする表示制度の整備に関する諸施策を推進するとともに、消費者被害回復のための制度の充実をはかる。
- c) 消費者生活に深く関わる社会保障・金融経済・消費行動(安全、契約・取引、情報、環境)など、ライフステージに応じた消費者の自立につながる幅広い消費者教育について、事業者や地域の福祉関係者など多様な主体の参画をもって計画的かつ着実に実施する。

(6) 民主主義の基盤強化と国民の権利保障

①新しい公共と民主的で透明な公務員制度改革の推進

- a) 地方自治体、民間事業者、NPO、協同組合など多様な担い手が地域課題を共有し対話できる場を各都道府県に設置するとともに、提案型モデル事業を展開するための交付金を拡充することで、「新しい公共」の推進をはかる。
- b) 労働基本権を回復し公務員の自律的労使関係を確立するとともに、民主的で透明・公正な公務員制度改革を実現する。また、消防職員への団結権付与を含む地方公務員改革を実現する。
- c) 臨時職員・非常勤職員に対する労働契約法やパート労働法の趣旨の適用、「短時間公務員制度」の導入、地方公務員制度における当該労働者の位置づけの整理および諸手当支給制限の撤廃など制度改革や運用改善をはかる。

②地方分権改革の推進

- a) 国と地方の事務権限の見直し、財源保障の充実を通じ、人口減少、少子高齢化に対応する地域の自主性を尊重した公共サービスを提供できる体制を拡充する。
- b) 地方財政計画の策定や地方交付税算定を行うにあたっては、「国と地方の協議の場」を活用し、決定プロセスの透明化をはかる。

③公契約基本法・公契約条例の制定による公契約の適正化の推進

- a) 公契約基本法の早期制定をはかり、公正労働基準や労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の基準とする。
- b) 地方自治体における公契約条例の制定を促進し、公契約の下で働くものの適正な労働条件の確保および質の高い公共サービスの提供など、公契約の適正化をはかる。★
- c) ILO第94号条約「公契約における労働条項に関する条約」を批准する。

④「人権侵害救済法」(仮称)の制定と人権救済機関の設置

- a) 人権侵害に対する十分かつ迅速な解決と救済を目的とする「人権侵害救済法」(仮称)を制定する。

⑤教育の機会均等の保障と人材育成

- a) 保護者の就労や経済状況などによって異なることのない保育・教育環境を確保し、生活困窮世帯の貧困が貧困を生む、「貧困の連鎖」を防止する。
- b) 高等学校授業料無償制度の所得制限や、新設された給付型奨学金について、現役世代の負担軽減、教育

機会の平等の確保の観点から影響を注視するとともに、教育費に関する公的支援を拡充し、教育の機会均等を保障する施策を強化する。

- c) 教育行政の政治的中立性、継続性、安定性を確保するため、教育委員会を合議制の執行機関として維持する。また、教育委員会の透明性を確保するため、人口規模に応じた教育委員の増員をはかり、地域住民や保護者を教育委員に選任する。
- d) いじめ・体罰問題の解消に向けて、養護教諭を各学校に複数配置するとともに、スクールカウンセラーをすべての小・中・高等学校に常勤配置する。

- b) ODA実施にあたっては、国際労働財団(J I L A F)などを活用し、労働分野における人材育成の拡充をはかる。また、ODA事業において、サプライチェーンも含め、中核的労働基準の遵守を徹底する。
- c) 在外邦人の安全確保のため、平和で安定した国際社会の形成に向けて地球規模課題への取り組みを進めると同時に、情報収集・危機管理体制を整備・強化する。

⑥特定秘密の恣意的な拡大の防止

- a) 2013年末に成立した「特定秘密保護法」の政省令は、内閣総理大臣のもとに設置された情報保全諮問会議で議論されることとなる。「国民の知る権利」「報道の自由」を担保するとともに、特定秘密設定の恣意的な拡大を防ぐ観点から、拡大解釈の余地が少ない明確かつ厳格な政省令の制定を求める。

(7) 公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現

①社会対話の促進と中核的労働基準の遵守

- a) G20議論過程においてL20(労働側)・B20(使用者側)と十分に協議を行い、2014年11月開催のブリスベンサミットで質の高い雇用を伴う包摂的成長に向けた実効性ある政策を策定する。また、成長戦略と雇用政策の一貫性を担保する観点から、雇用労働大臣・財務大臣合同会合が継続開催されるよう準備会合などで働きかける。
- b) 環太平洋連携協定(T P P)や日 E U 経済連携協定(E P A)等の交渉において、中核的労働基準遵守条項を組み込むとともに、交渉の進行状況についてステークホルダーへの情報開示を徹底する。また、他国・他地域との経済連携に向けては、交渉に先行する官民共同研究会等に労働組合を参画させる。
- c) 連合が優先的に批准を求めるILO条約、とりわけ中核条約である第105号(強制労働廃止)と第111号(差別待遇(雇用・職業))を批准する。
- d) 労使と協働してO E C D 多国籍企業行動指針の普及に取り組む。また、日本N C P(ナショナル・コンタクト・ポイント)が十分な役割を果たせるよう人的・財政的拡充をはかる。

②貧困撲滅と持続可能な開発に向けた取り組みの推進

- a) 2015年に期限を迎えるミレニアム開発目標(M D G s)の達成に向けた取り組みを加速させる。また、ポストM D G s が効果的な目標となるよう努め、その実現に向けた実施体制を整備する。

3. 最重点政策

重点政策の中から「最重点政策」を以下の通り設定する。

第7回中央執行委員会(2014年4月17日)で「2015年度 連合の重点政策」(案)を確認して以降、政府・政党への要請行動を皮切りに、重点政策の実現に向けた取り組みを進める中で、「最重点政策」については、2015年度(2014年7月～2015年6月)における実現にこだわり、政府・政党への働きかけ、審議会・国会審議対応、街宣活動などを通じた世論喚起、地方選挙における政策協定への反映など、連合本部・構成組織・地方連

合会が一体となって幅広い運動を展開し、その実現に最重点で取り組む。

これらの具体的な取り組み内容は、2014年秋を目途に、2014年臨時国会から2015年通常国会までを見据えた「取り組み方針」として提起する。あわせて、現在取り組みを進めている第186通常国会の動向に応じて必要な補強を行うなど、今後の情勢変化や政府・国会の動向を踏まえつつ対応していく。

(1) 東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

- 雇用創出を視野に入れた復興計画の実現と地域産業の振興
- 被災者の居住環境の改善、独居高齢者の「見守り活動」への支援強化
- 放射性物質で汚染された土地の回復、廃棄物・表土などの適切・迅速な処理
- 養護教諭やスクールカウンセラーの配置拡充

(2) 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

- 税による所得再分配機能の強化、所得税の人的控除の見直し
- 消費税の単一税率の維持を前提とした低所得者対策の実施
- 租税特別措置の見直しや外形標準課税の全面適用など企業の社会的責任に見合った税負担の実現
- 自動車関係諸税の軽減・簡素化と地方における必要な税財源確保

(3) 安心して働き続けられるための労働者保護ルール of 堅持・強化

- 解雇の金銭解決制度の導入、「限定正社員」などの解雇規制の緩和反対
- 長時間労働を誘発するおそれのある労働時間規制の緩和反対

(4) 派遣労働者の雇用安定や処遇改善の強化

- 「派遣労働は臨時的・一時的な働き方」とするための業務区分による派遣期間制限の堅守、「均等待遇原則」の実現による労働者保護の強化

(5) 労働者の健康・安全の確保のための労働時間制度の見直し

- 月60時間超の割増率に関する中小企業の適用猶予措置の早期廃止
- 「休息时间(勤務間インターバル)規制」の導入
- 特別条項付き36協定締結時の上限時間規制の法定化

(6) ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

- 妊産婦に関わる母性保護制度や関係法の周知徹底
- 男女の仕事と生活の両立支援策の拡充
- 保育所や放課後児童クラブの待機児童対策の確実な実施

(7) 「地域包括ケアシステム」の実現と医療・福祉・介護労働者の人材確保、処遇改善

- 病床の機能分化に向けた「地域医療ビジョン」の策定、都道府県の機能強化と保険者の意見が反映される仕組みの構築
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括支援センターの機能強化
- 看護師の養成・定着・復職支援策の強化、介護職員の専門職としての地位向上や処遇の改善

(8) 超高齢社会における医療保険制度の持続可能性の確保

- 協会けんぽへの国庫補助引き上げ、高齢者医療を含む保険制度の抜本改革
- 国民健康保険の保険者の都道府県への円滑な移行に向けた体制構築と持続可能性のある制度設計に向けた検討

(9) 公契約基本法・公契約条例の制定による公契約の適正化の推進

- 地方自治体における公契約条例の制定の促進

2015年度 連合の重点政策

2014年6月

編集・発行:日本労働組合総連合会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11

TEL:03-5295-0521(経済政策局)

FAX:03-5295-0546

E-mail:jtuc-keizai@sv.rengo-net.or.jp

ホームページ:<http://www.jtuc-rengo.or.jp/>

印刷:アインズ株式会社

